

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第7回）

2008年6月11日（水）

（13:30～18:40）

国際協力銀行本店9階講堂

【司会】

時間になりましたので本日の会合を始めさせていただきます。皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、第7回目ですが、ただいまより開始させていただきますと思います。

本日の議事の進行・司会を務めさせていただきます国際協力銀行の鷓木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

毎回冒頭にお伝えしておりますが、今回も皆様をお願いをさせていただきたいと思いますので、若干お時間をいただければと思います。

まず本日はいつもどおり 17 時半までを予定しております。途中、15 分程度の休憩をはさんで議論をさせていただければと思っております。また毎回のことですが、議事録につきましては逐語にて公開させていただく予定にしておりますので、ご発言の際には、冒頭にお名前、ご所属をおっしゃっていただければと思います。匿名をご希望の方、あるいはこの会議中のご発言も匿名のほうがよろしいとご希望の方につきましては、冒頭にその旨をおっしゃっていただければと思います。また、なるべく多くの方々のご意見をおうかがいしたいと思っておりますので、極力簡潔なご発言にご協力いただければと思います。

それから、これも毎度お願いしておりますが、環境ガイドライン改訂の検討のための会議ということですので、個別案件に関する質問等につきましてはご遠慮願えればと考えております。いつものことですが、皆様方のご協力をよろしくお願いできればと思います。

それでは本日の会議の議題、進め方につきまして、JBIC のほうからまず説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

今日は7回目になります。皆様お忙しい中、これだけたくさんの方々にお越しいただきましてありがとうございます。毎回のことですが、私どものほうも効率的かつ実質的な議論ができるだけ確保できるように精一杯努力してまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

すでにホームページでアップしておりますとおり、本日の予定としましては、項番でいきますと論点整理表の13番から21番ということになっています。当方としましては、で

きるだけこの限られた時間の中ですべてを議論したいと考えております。一方で順番ですが、前回の経緯もありまして、非自発的住民移転のところ、特に 20-1 は一応前回議論したということで、20-2 からということで、いずれにしましても非自発的住民移転のところから始めさせていただきたいと思っております。そういう意味では大きな意味での 20 番が一番最初に来て、その次は普通に考えれば 13 番からということになるわけですが、まずそれでよろしいですかということ念のためにお聞きしたいと思います。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

論点 15、16、17 ですが、原材料調達の影響、林業部門における森林認証の取得の奨励・要求、保護価値の高い森林については、森林部門と非常に関連の深い論点になっています。今日、森林関係の仕事をしています、私たちと一緒にやっている人にも何人か来ていただいています、次回の出席が若干微妙ということなので、できれば 15～17 までを繰り上げて、住民移転の後に取り扱っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【司会】

JBIC/NEXI、いかがですか。

【国際協力銀行 藤平】

当初申し上げましたとおり、予定のところをできるだけクリアしたいということではありますが、その中での順番の変更ということなので、私どもとしては特に異存はございません。皆様方もよろしいでしょうか。

【司会】

他の方、何かご意見がございましたら。はい、どうぞ。

【市民外交センター 木村さん】

私は 21 番の先住民族部分を担当しておりますが、やはり次回の出席はちょっと微妙ですので、できれば今日取り上げさせていただければと思います。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今の木村さんからのお話をおうかがいして、趣旨としては20番、それから15~17、その次に21、それが終わってから13というふうにとれるのですが、NGOさんはじめ、あるいは他の方々もそれでよろしいですか。

【司会】

JBIC/NEXIもよろしいですか。

それでは今ご提案がありましたように、順番としましては、まず20番の住民移転、それから森林関係といいますが、15、16、17、それから先住民族の関連の21という順番で進めさせていただいて、JBICのほうから説明がありましたように、なるべく効率的にやることができるだけ多くをカバーするというで進めさせていただければと思います。皆様にご了解いただいたということで、それではそういうふうにさせていただきます。ありがとうございます。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

限られた時間なので、私自身があまり長くしゃべると、そもそも実質的な議論を阻害してしまうことになるので手短にしたいと思います。今回もいわば盛りだくさんでして、しかもNGOさんのそれぞれのパートの中でたぶん相当入念にご準備されているのだろうと思います。したがってそれだけ重要な 이슈が少なくとも三つはあるということになるわけですが、他にも13、14等々ございます。もう釈迦に説法ですが、これを仮に私どものほうで17時30分までやった場合、理想的な格好としてどんなふうになるのかということをごちょっと考えてみました。

私の話はもうあと1、2分で終わったとして、そこから非自発的住民移転の 이슈。ちょっと逆算して考えると、これがだいたい1時間ぐらいでできたら理想的かな。その次に森林、15、16、17、これも重要な 이슈ですが、これはおそらくパッケージの話だろうと思っていまして、個別の論点までブレイクダウンはしませんが、できればこれが45分ぐらいでできたらな。その次に先住民族ですが、これも個別に三つあるということで、

まとめて 45 分ぐらい、休憩を入れて残りの論点に時間をかけるという格好でできればありがたいかな。

そうすると非自発的住民移転のところは 1 時間ぐらい、休憩をはさむかどうかわかりませんが、仮に休憩をはさまなかった場合に、そこから 45 分、約 3 時半までが森林、休憩を仮に 15 分ぐらい入れたとして、その先が先住民族、これが休憩の時間も含めて 16 時 30 分よりちょっと前ぐらい、残りを 1 時間という限られた時間でという感じかなと思っております。これはあくまで理想なので、時間で切るということではないのはかねてから申し上げているとおりですが、皆様方のご協力をいただきたいと思います。

それから JBIC/NEXI なりに悩みながら、試行錯誤しながら、今までもやってきているわけですが、今回はこれから申し上げるようなやり方をしたいと思っています。議論を効率的に進めるためということもあって、これまで皆様方から紙のベースでいただいている検討のポイント、さらにはそのコメントからあぶり出されてくるそれぞれの論点の焦点について、私どもなりの理解にあたるものを皆様方に提示します。冒頭でご説明します。その上で、場合によっては、あるいはものによっては、私どもの現時点でのポジションもお話しします。その上で議論をしていきたいと考えております。

他方、皆様方のほうからプレゼンとかご説明があると思いますけれども、そもそもの趣旨説明に関してはもうすでに紙ベースでいただいておりますので、その部分についてはできるだけ簡略化、あるいは場合によっては割愛いただいて、議論に集中をさせていただきたい。そこはぜひご協力いただきたいと思います。先ほど申し上げましたタイムスケジュールはあくまでも理想形でして、そのとおりに行くかどうかはわかりませんが、できるだけ行かせていただくようにご協力をお願いしたいと思います。これはよろしいですかというものではなくて、ぜひそうさせていただきたいということです。私からのコメントは以上です。

【司会】

それではそういうかたちで進めさせていただければと思います。早速、項番 20-2、非自発的住民移転の事前の補償から開始したいと思います。今 JBIC のほうから提案がありましたように、まず JBIC/NEXI からそのポイントとなるところにつきまして説明をするということで、NEXI のほうからお願いします。

【日本貿易保険 小泉】

NEXIの小泉でございます。本日はよろしくお願いたします。

20-2 ですが、非自発的住民移転の中の事前の補償ということで、十分な補償及び支援策が移転前に与えられなければいけないというご指摘です。私どもの理解としては、まずポイントの一つ、これは前回の最後に、私どもから本日の非自発的住民移転を議論するにあたって、こういう点がポイントになると思いますと申し上げたことの繰り返しになりますが、事前ということは理解できるのですが、事前の支援策というのは何かというところが私どもの疑問点です。事前の補償のみならず事前の支援策という言葉にどの程度の比重があるのかということをご説明いただければと思います。

2番目として、補償ですが、これも移転前に与えられなければいけないというご指摘ですが、それでは事後的に補償がなされた場合、あるいは追加でなされた場合であったらどうなのかということあたりがポイントかなと思います。

【日本貿易保険 稲川】

今小泉が申し上げた2点目のところの事後の補償という話ですが、これについては事後の補償を容認するというものではなくて、一つの限界例として、これはもともと規定としてあります世銀あるいはIFCの場合には、RAPを作る段階、策定の段階から間違いなく関与している。そういう中で事前の補償を守らせるということが100%できるという前提に立っているという理解です。

他方、エクスポート・クレジットの中では、例えば事業そのものの事業者ではなくてベンダー、例えば発電所を造ります。発電所の用地買収が終わった後に機器の業者を決めました。その時点でもうさら地になっていて補償がなされていた。残念ながら事後でしたといった場合に不可逆性の問題がある。事前にやろうとしてももう戻れないときに、どう扱ったらよいのか。一般例というよりは限界例として規定でどう扱っていくかという趣旨です。ご理解いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。

それではただいまご説明がありました点につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いできればと思います。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

ご説明いただきありがとうございます。趣旨説明は簡潔にということなので簡潔にお話しさせていただきますが、おそらくこの重要性ということについては、特段見解の違いが私たちと JBIC や NEXI の皆さんとのあいだにあるわけではないと思っていますね。

現在のガイドラインに何が書いてあるか。適切な時期にという文言が現在のガイドラインには盛り込まれています。実は私は直接国際金融等業務の中でこういった議論をさせていただいたことがあるわけではないのですが、何が適切な時期なのかということについて、当然事前だよなというかたちで、現在のガイドラインが、例えば円借款の事業でとか、あるいは同じ文言を使っている JICA のガイドラインの中で運用されてきているわけではないという実態を私たちは目の当たりにしてきてこのような提案をさせていただいている。より具体的にいつ補償が与えられるべきなのか、支援策が与えられるべきなのかということについて、きちんと明確なサインをプロジェクトの実施主体に送っていただきたいというのがこの提案の趣旨です。

お尋ねの点についてお答えしたいと思います。1点目の支援策とは何かというお問い合わせです。これについては、こういう質問はおそらく来るだろうと私たちも予想していたところで、おそらく支援策と呼ばれるものの中には、特に例えば生計回復のために行われるプログラムのように、移転後でなければ実施する意味がないというものはあるでしょうし、あるいは移転後にさまざま発生してきた新たな事態に対応するために、またその後支援策を行うということもあり得るという意味では、すべての支援策が移転前に与えられなければいけないということをここで意味しようとしているわけではありません。そういう意味では NGO の提言が支援策という非常に包括的な言い方をしてしまったことにより、若干誤解を与えてしまったのかなという点について私たちも認識しています。

最低限事前に与えられるべきものが補償の他に何かあるのかということについては、世界銀行の例えば OP などにも書いてありますが、実際の物理的な移転を伴う場合に、その代替地及び移転地におけるインフラ整備については、必ず移転の前にきちんと準備されているということは必ず必要なことであろうと考えています。そういう意味では必ずしも支援策すべてについて事前という趣旨ではなく、支援策の中でもある重要な部分、直接的な物理的な移転にからむ部分について、きちんと移転先に土地が用意されている。家が用意されている。あるいは必要なインフラが用意されているという状況は移転前に確認されているべきだろうと考えているところです。

2点目にお問い合わせいただいた事後の補償の問題ですが、不可逆性の問題は前回から議論になっていて、これは私たちとしても頭が痛い。特に輸出金融の世界であくまである一定のエキップメントなり、プラントなりだけを提供するという立場でかかわっていらっしゃる方には難しい問題なのだろうということは認識しているところです。しかし現実問題として、事前の補償がなされなかったときに、事後の補償とはどのようにやるのだろうか。あまりそういうケースできちんとやられというケースを見聞きしたことがないので、事前の補償が少なくとも大前提であるということについては合意いただけると思っています。

その上で、すでに移転してしまった場合はどうするのだろうかというお問い合わせだろうと思います。なかなかお答えすることが難しいな。私たちとしてはそんなプロジェクトに融資するのですか。付保するのですかと言いたい部分はあります。ただ、おそらくこれはガイドラインの第2部なり、NEXIさんのガイドラインの別紙1に盛り込まれていることは、原則ということで全体にかかっているわけですから、それは一切合切例外があり得ないという話ではないだろうとは思っています。

ただ重要なのは、事前の補償が行われたものと同じだけの状態にするための一定の追加的な措置がきちんと取られるのかどうかということがおそらく問題になってくるのだろうか。私たちが見てきた多くの事業の中で、事後に、あるいは例えば一部だけが先に支払われ、その後にまた追加的な補償が行われるパターンとか、あるいは移転地域に移転してみたら場所がないという例がありますが、その間に生じた損害、あるいは負った借金、あるいは失った生計に対して十分な支援策がきちんと提供された事例はあまり見てきていない。

問題は、事前の補償が行われたのと同じだけの措置をきちんと後から準備できるかどうかということにかかってくるのかなと思っています。そういう意味では事前が原則であって、事後ということは基本的にはないものだ。しかし、どうしてもやむを得ない場合があり得るとしたら、それは事前と同じだけの状況をきちんと作り出せるだけの支援策が用意されている必要があるだろうと私は思っています。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご回答どうもありがとうございます。こちらの趣旨を踏まえた答えで、ご提案自体も現行の条文に対して世銀等の国際基準を通じた明確化ということで、改訂ニーズという言葉を私たちはよく使うのですが、そこの中で相応の合理性を持ったご提案だと認識していません。

実は最初の支援策のところは、自分たちでも後で気がついたのですが、そもそも私たちの現行の条文が、十分な補償及び支援とつないでいて、十分な補償を事前にとにかくたたくつないでいるので、そこを厳密に書いてしまうと補償と支援がつながってしまうということで、おそらく忠実な改訂案を作ったがゆえに今の話は出てきたのだろうなということ、別にこっちは矛盾を突いたわけではなくて、支援策というところが逆に明確になってよかったなということです。具体的な支援策のご説明についてもしかりだと思っています。

後半のところですが、この点は住民移転全般の中で流れになるような考え方ですので、私どもの考え方をお話しさせていただきたいと思います。ここの中でどういう言葉を盛り込んでいくのかというときに、過剰に厳密な言葉、あるいはちょっと言い方は悪いのですが、箸の上げ下ろしとかマナー的な言葉をガイドラインに盛り込んでしまうところとしては、私たちは若干慎重であるべきかなと思っています。

それは結局このガイドライン全般として、何度も言っているのですが、使われてなんぼということなので、ガイドラインに例えば事前の補償と書いてあったときに、これを融資なり保険ということで持ち込まれるお客様のほうから、「この案件はもう補償しちゃってるんだよね。これじゃあ JBIC さん、NEXI さん頼めないよね」あるいは事業者の人にこういう条件だよと見せて、例えば法律とか何かの事情で、「これ事後になっちゃうんだよね。じゃあ日本は使えないや」という話になってしまうのが本当に環境社会配慮上よいのか。

こういうことが全く書いてないような国とか、民間の方がいらっしゃるとして、そういう緩いところの人に流れていってしまうのが、本当にオールの環境社会配慮としてよいものなのか。あるいは日本国の環境ガイドラインとしてそういうことを考えて作っているものなのかというと、必ずしもそうは思っていない。むしろガイドラインの趣旨を読んでいる中では、働きかけをする中で、今まさに福田さんがおっしゃったように、事後の補償が仮にあったときに、トータルの他のアプローチを通して生計回復が図れていく。よりよい生活レベルあるいは所得水準が図られていく。トータルの中でそういうことが確認できる。

あるいはそういうことをアフターケアでちゃんとやってくださいよという私どもの働きかけを通じて結果としてよくなるのであれば融資をしていく。

ただ、そこまでやってもだめだ。あるいは先ほど福田さんはいいことをおっしゃっていて、事前の補償もできてない人たちは他もどうせダラダラでしょう。仮にそういうことがあって、知るもんかみたいなことをされれば、私たちは最終的な判断の一つとして、その人たちに融資、保険をつけないという選択肢は持っている。つまりやるやらないということが、環境社会配慮をきちんとやってくださる方に対してはつけていく。

逆につけていくことで環境社会配慮がよくなっていくということもあるわけです。だめな人をだめにしておいたって、事業はやるわけです。やらなくてもいいよと言っている誰かと結託してやるのです。そこは考え違いをしてはいけません。その計画は、必ずではないかもしれないけれども、高い確率で実現されている。それに目をつぶってはいけないということであるならば、ここの規定を最終的に盛り込んでいく十分な相応の理由はあると思います。ご提案はごもっともだと思います。

ここで入れていく中で、あとは私たちのほうで文言として考えていったとき、あるいは残りの改訂のポイントとの見合いの中で、どのように規定すれば、きちんと事前の補償ということが基本的には守られていく。しかし不可逆性の問題等で整理されなかったものについても、受け入れるというか、門前払いにしない。門に入れて卒業させなければいいわけですから。日本の大学と逆です。受験が厳しくて卒業は簡単というのとは逆で、一旦引き入れて、きちんとできない人は、そこから追い返しても十分間に合うはずです。そういうかたちで解決できればよいのではないかと。

あるいは先ほどの支援策のところも、どういう表現にすればよいのかは、お互いに認識していることに基本的に関きがないとは思いますが、ここのところは一旦文言の中で整理をさせていただいて、改訂の方向性というかたちで示させていただく中で、皆さんのご意見を改めて受けさせていただければというところでいかがでしょうか。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

タイミングに関する基準ですが、現行ガイドラインにもタイミングを求めている条項がいくつかあって、例えば代替案を検討する段階でコミュニティとの対話をするとか、環境アセスメント報告書を作成するときに、スコーピングの段階、ドラフトの段階で協議をするほうが望ましいといったようなタイミングの規定がいくつか入ってしまっていて、一概にタ

イミングの規定が全部が全部だめという話でもないだろうとは思いますが、現実のニーズを踏まえた上で必要なものということで我々は考えていますので、今後 NEXI さんで検討するときに、タイミングに関する規定をどういうふうに判断していくのかを今若干お聞きしておきたいと思います。検討する上で進め方というのがもしあれば、ぜひおうかがいしたいと思います。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

今のは大変いいご意見だったと思います。これからまさに考えていく中で踏まえるべきポイントだと思うので、今の時点で私が思うところ、あるいは今まで JBIC さん、NEXI の中で話した中で言うと、一つの基準として、田辺さんがおっしゃりたいことは、少しぼやけた表現というか、適切なのか、十分なのか、形容詞的になっていて、世銀などの基準とは厳密にはシンクロしていない。裕度があるかたちになっているのではないのということだと思うのですが、この点について一つ、いちばん柱になってくるのは、私どもは国際基準、世銀 IFC についてより適応していくというスタンスを出していますので、ここに書いてあることは一つの原則になっていくのだろう。ここの部分で言えば、極端に言えば事前のという言葉が入ることに私個人はあまり抵抗感はないです。これは入れてもよいのではないかと。

ただし、その一方で、先ほど言ったような不可逆性だけではないと思うのですが、私どもの生業としている事業の中で初めから入れないという点がいちばん大きい。あるいはレバレッジが国際機関と比べて効きづらい。この2点において、お客様あるいはプロジェクト実施者に過剰な負担をかける。あるいは門前払い的になってしまうというケースをなるべく作らないというところでは裕度を持たせる。

全く思いつきですが、例えば事前のという言葉は門前払いにつながりかねませんから、ガイドラインには原則のという言葉が他にも入っていますから、ちょっとおかしいのですが、「原則事前の」とか、あるいは「適切な」よりは進んでいると思いますが、あまりうまい日本語ではないですが、何らかのかたちで裕度はゼロにはしない。ただ、考え方は世銀の基準になるべく即していこうという気持ちはあるということです。

【司会】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

これは事前のというところに関する議論よりも、むしろ先ほど稲川さんがおっしゃった一般論として、JBIC/NEXI がその事業に関与する、しないということと、しかし関与しなかったときに他のところが拾うという中で、どこまで門戸を広く取っておけばよいのかということに関して、ちょっとだけレスポンスさせていただきたいと思います。

確かに多くの場面で、今さまざまなドナーなり、あるいはさまざまな資金の流れが出てきている中で、先進国の機関なり、あるいは国際機関だけが基準を厳しくすればよいのかという議論はたくさん出てきていると思います。しかし私たちが実際に現場で見ていると、必ずしもそういうふうに物事は動いているわけではないのかな。例えば日本の機関、JBIC が関わることで実際に最終的な融資につながらなかったとしても、その事業の環境社会配慮が JBIC の基準についてきちんと議論した結果として改善されていくということも私たちは見えていますし、あるいは国際的な流れの中で、例えば事前一つを取っても、こういう基準を JBIC も採用する。NEXI も採用する。そういう国際的なスタンダードの一つですねという中で、途上国の制度自体もそれに合わせて、そういうものをにらみながらさまざま整備されていくということもあるわけです。

確かに融資する、しないというギリギリした部分一つだけを見ていってしまうと、もしかしたら JBIC の基準をそこまで厳しくしたら、誰か別の人が拾ってグチャグチャになってしまうのではないのということはあると思いますが、しかしこういう今の環境社会配慮の大きな流れの中で JBIC/NEXI がガイドラインに規定することは、もう少し広い視野から見ると、それはそれで一つのメッセージとしては意味があるのかなと私は思っています。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

ありがとうございました。今のメッセージは私どもも配慮していきたいと思います。全

体の流れの中でこの環境ガイドラインが示す役割があるということは、先進性うんぬんで我々が考えている中で理解しつつ、かつまたそうは言ってもというところでどう折り合いをつけていくかというところで考えていきたいと思います。

それでは20-2は私どものほうで考えさせていただくことといたしまして、20-3に……。

【司会】

20-2の件ですか。どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

お話を遮って申し訳ありません。議論に入る前に申し上げればよかったのですが、前回のコンサルテーションの際に、私どもからJBICさん、NEXIさんが世銀のOP4.12に沿ってどのような対応をされているかということをも具体的に教えていただきたいという要望を差し上げまして、それに対してご回答いただける、あるいは教えていただけるというお話だったかと思います。冒頭でお聞きすればよかったものをこのタイミングになってしまったのですが、住民移転全体の議論に非常にかかわってくるポイントだと思いますので、教えていただければと思います。中途半端なタイミングではありますが、よろしく願いいたします。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

神崎さん、すみませんでした。お昼前にも議事録を読んで、今日はここから入らなければと覚えていたのに忘れてしまったのですが、今のところから全部まとめて話していくよりは、今の事前のところのあたりはこの話は大事だったのですよね。引用の仕方、世銀の基準をどう見ているのかということをも個々の事案の中で適切なかたちでJBICさんから言及いただくかたちで、一括の説明ではなくて、個々の論点に即して実例をフォローさせていただくということによろしいでしょうか。

よろしいということですので、この項目でもやりますか。それとも、そこもあるのだけれども、今なんとなくクローズしたかたちだったのですけれども、事前の補償のところも

ご説明が……。

ではJBICさん、簡潔にお願いできますか。

【司会】

ではJBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

では私から今の点について、どのようにやっているかというところを簡単にご説明させていただきたいと思います。

個々にやるのはちょっと難しいのですが、前は汚染対策で排出基準とか、環境基準とかいったものを例に挙げて、非常にクリアカットにうちの藤井からご説明させていただいたかと思います。住民移転になりますとちょっと定性的なところもありまして、なかなかクリアカットにご説明できないところがあるのですが、我々としては基本的には世銀のOP4.12の趣旨を踏まえて、必ず環境レビューのときに確認をしております。

そのときには全体として代替案の検討からいろいろ入っていかないといけないのですが、事前の補償のところについても、実際にまずはEIA等での記録、それから現地に行ってプロジェクト実施主体者等のヒアリング、それから住民等の代表者からのヒアリング等を通して、また事前にその国の法制度等に基づいて住民の移転と補償にかかわる計画などがあるかどうか、そういうところを全部確認をして、どのような手続きで、どのようなかたちで補償がなされているのかというところを確認していきます。

基本はやはり事前に補償されるかどうかということを見ていくことになります。先ほど議論の中にもありましたが、支援策の中には雇用の関係とか、そのプロジェクトができた後に雇用をするとかいうこともありますので、もちろんそういうことも含めてですが、どのような計画を立てているのか、それが事前にちゃんとなされているのかというところを、書面なり、実際のプロジェクト実施主体者、それから実際に移転の対象となる住民にヒアリング等を通じて確認をする。もしなされていないようなことがあれば、そこについては改善を促すとか、追加的な措置を取ってもらうとかいうことについて必要に応じて話をするようになります。

前回の会合でもそうだったのですが、今までの我々の案件の実績としてガイドラインが守られていないことが多々散見されるというお話がちょっとあったのですが、実施状況確

認調査の補足説明のときにこの話はまた詳しくしたいと思います。その際に、今回カテゴリー案件 30 案件のうち住民移転は 6 案件、そのうち 4 案件についてはもうすでに環境レビューの段階で移転補償が済んでいた。そういう場合は、こういったタイミングで補償がされているのかとか、また移転されていますので、移転後の実際の場所に行って、こういった生活がされているか。住居がどうなっているか。またヒアリングもして、どういう生活をしているのか。そのプロジェクトで雇用されているのであれば、そういうところも確認する。収入なども確認する。実際に生活状況がどうなっているかを必ず見ております。

実際にまだ移転などが終わっていないところについては、必ずモニタリングを通じて住民と対話を必ずやっているか。住民の合意を得ながら移転とか補償を進めているか。その合意を得て、事前に補償なりをちゃんとしているかどうかということも含めてちゃんと確認しております。ですので我々はその 6 案件について、大きな問題があったとは全然認識しておりませんし、実際にそういう声も聞いていないということだけは補足させていただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。藤平さん。

【国際協力銀行 藤平】

松田が丁寧に説明したと思います。補足ですが、要は補償のタイミング、事前かどうかということについては、私どもの目線は、基本的には事前になされるという目線でその案件を見ようと考えています。これは世銀の考え方に沿っている。その先、仮定の話になってしまいますが、万が一そうでなかった場合においても、それはそれなりの合理的な理由があるのかどうかというのはケース・バイ・ケースで調査をするということだと思います。その上で、先ほど松田は 1 個飛ばしたなと思ったのですが、そこにおいても合理的な理由とか説明が見当たらなかった場合には、事業者を通じて改善という手順になるのだろうと思っています。基本は事前です。

【FoE Japan 神崎さん】

ご説明ありがとうございました。ガイドラインの中身について議論をしたいということ

で、あまりこれに時間をかけたくないのだろうなと思いつつちょっとお聞きするのですが、一つおうかがいしたかったのが、基本は世界銀行のポリシーに沿ってやっていらっしゃるというご姿勢はよくわかったのですけれども、合理的な理由というのは例えばどういうことがあったのか。簡単で結構ですが、教えていただけますでしょうか。事前の補償ができない場合というのはどういう合理的な理由があったのかということですが。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

申し訳ないのですが、ご指摘のとおり、これはこのステージでのお答えは控えたいと思います。実施状況確認のところの追加情報提供のところでも詳しくご説明をすることになると思います。それから今申し上げましたとおり、事前でない場合というのは仮定の話になってしまいます。今6件のうちのどうのこうのと言いましたが、私どもの中でこれは基本的に事前にされている案件だと認識していますので、どういうことがあるのかというのは仮定の話になってしまいますので、そこは先ほど申し上げましたようにケース・バイ・ケースですということしか今のところはありません。今、追加情報提供するべく、調査とか、過去のものをひっくり返してとかやっておりますが、それはそのときにちゃんとご説明します。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

それでは20-3に移らせていただきたいと思います。20-3は非自発的住民移転の移転補償合意文書に関してですが、まず最初に合意の内容を理解していなければいけないというご指摘、それから合意書は対象者に渡されなくてはいけないというご指摘ですが、ここで私どもがポイントとなろうと思っておりますのは、合意された文書の中身を相手が理解したかどうかということはどうやって担保させることができるかという点です。私どもは、事業者の方が確認された内容について、それができているかどうかを確認しなくてはいい

ないのですが、理解を担保させるということができるとのことです。

もう一つは、JBIC/NEXI のガイドラインでは、対象者と合意の上でというふうに現状でも規定していますが、それに加えて理解し、文書を渡すというところまで規定するのか。そこまですることの必然性がどこまであるのかというところをご説明いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。神崎さん、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

私から簡単に趣旨のご説明をさせていただきたいと思います。私どもの問題意識としては、何度も申し上げますように、実際のプロジェクトで、被影響住民、移転住民が、合意内容を確認できなかったがために、あれを言った、これを言ったというレベルで話が進んでいって、本当に何が合意されたのか、補償として確保されることになっていたのかという内容がわからなくなってしまう。それによって問題が大きくなってしまいう事例がたくさんあったからです。私どもの趣旨のメインは、合意書というような、契約書自体でなくてももしかしたらよいのかもしれない。ただ、後々に補償内容や支援策の内容について影響住民が何らかのかたちで確認ができるようなものが手渡されるということが重要なことだと思っております。

先ほどおっしゃっていただいたポイントの一つ目ですが、理解しているかどうかという点につきまして、前回、稲川さんから最後に宿題というかたちでご提示いただきまして、私どもでも考えましたところ、確かにこれはシングルイシュー、ここだけのポイントのイシューではないな。これから話します 20-4 あるいは 20-5 との関連も出てくるだろうと考えております。

ただ、二つあるかなと思っております、一つは、一つひとつの世帯ではなくて、コミュニティ全体にかかわるような支援策あるいは補償策については、例えば住民移転計画のようなものにかかれることでしょうか、片や個別世帯で、例えばマングローブの木が 1 本いくらだとか、ここの土地についてはいくらだとか、そういう個別世帯に関する補償内容はまた別のものだと考えておまして、後者のほうについては後日きちんと確認できるような何らかの方法が取られるべきであると思っております。簡単ですけれども、まず以上で

す。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

神崎さん、どうもありがとうございました。合意文書を渡すかどうかはとても大切なことだと思います。契約を交わすという中では、文書で取り交わすのが、別にこの世界、移転補償合意文書だけではなくて、通常私たちの日常生活における契約の中では一般的なものの一つだと思います。もちろん契約は口頭でも成り立ちますが、こうしたものが口頭であることは望ましくないことは言うまでもありません。あまりにも自明なので、おそらく世銀などでも決めていないのだらうと思います。そういう意味では合意文書があるかどうかというのは当然確かめている。

その中で、たくさんなのかどうなのかというところは議論があると思いますから、たくさんと言われてしまいますと、実施状況確認調査をやられている方などは心外だと思うかもしれませんが、どうなのでしょう。合意文書が取り交わされていなければ取り交わすようにするということなので、これを書くかどうかというのが唯一絶対の方法なのかどうかは、メコン・ウォッチさんの28ページの中のこの論点に関する検討ポイント3ですが、コメントの中でもその部分は再考の余地がありますと(2)で書いてあります。ただし、この目的を果たしていく上で移転補償の方針、内容や異議申し立て方法等について十分な情報が提供されているという点に関して、現行ガイドラインの規定は不十分であるという認識に変わりはありません。

ここであるほどと思います。ここに関する私どものガイドラインの項目がボリューム的に世銀等の規定に対して相対的に少ない。あるいは具体的でないというご指摘はそのとおりだと思っています。そこの中において適切に書いていく。そして達成すべきところは、合意書を交わしたかどうかではなくて、十分な理解、インフォームド・コンセントをもって当事者たちが了解しているのか。

合意書を取り交わすというのは、当たり前のことですが、十分な理解をしているから合意書に署名をするというのが普通です。「おまえ本当に理解したのかよ」と聞いて「うん」と言っただけ、とろいやつは理解していない場合もありますけれども、はんこを押したら

普通は成り立つわけです。詐欺とか、だましたり、脅したりした場合には、民法などはたぶんそれでいいはずですが、無効になるとかいうことは、なにもガイドラインで書かなくても、どこの国の法律でも一般的にあることなので、そういうことが証明できるのだったら、そうやって裁判で争えばいいし、一般的に裁判で争って負けている人たちもいると思いますが、それは法的にはその人たちが言っていることが正しくないということなわけですから、そこのところはちゃんと峻別しないとイケない。

人の内心というのは結局そういうことになりますから、むしろそういう人たちがちゃんと理解できるようなプロセスを 20-4、RAP のところとか、20-6 の異議申し立てや何かのかたちできちんと説明をするというプロセス、あるいは何らかの事情でそれが果たせなかった場合に、それで被害を受けた方たちがちゃんと異議を申し立てられる制度を作る。アフターケアまで作る。そうした部分を確立することのほうがより合理的。合理的というのは何かと言えば、世銀のガイドラインの中ではそういうふうな組み立てになっているという点で、ここのところは、私たちとしては、今ご説明を受けたのですが、あまり明確な改訂ニーズは感じるに至っていないというのが正直な感想です。

【FoE Japan 波多江さん】

NEXI さんがおっしゃるように、非常に細かい点であるということはこちらも重々承知の上でこの提言を上げさせていただいています。というのはこうした細かい点が非常に重要であると思っているからです。今、神崎が申し上げたように、この場合の例えば補償移転合意の中で2種類あるのかなと思うのは、一つは個々人にかかわる個々人だけのもの、例えば土地の補償とか、家屋の補償で、鉄パイプが何本あるとか、いろいろと査定していくわけです。そういう場合にはたぶんインベントリーのようなペーパーが用意されて、あなたの家にはこれが何本あるからいくらいくらもらえますというようなものは、やはり個人に渡されるべきだと思います。

そういうものが渡されていない。それから額がはっきり自分たちに伝えられていなかったりするがために、後々に補償が減額されていたというような話が出てきて、特にガバナンスに問題がある国では、例えば汚職などが発生していますので、政府関係者がまた汚職を働いたんだというようなことで、実施主体者などへの不信感にもつながっていくわけです。これは移転政策の全体にかかわってくることだと思うのですが、生計回復の支援策のプログラムをやるうとしても、ここで実施主体と住民とのあいだの信頼関係がだんだん崩

れていく。その中で生計支援策もうまくいかなくなるということが、実際のプロジェクトをいくつか見ていてよく起こっていることです。多く起こっているというのはまた根拠がないと言われるかもしれませんが、実際に JBIC さんの案件では、私が見ている 3 件あるものはすべてそうですし、そういったことを防ぐためにも、こうした細々としたところが必要だと思っています。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

貴重なご意見をありがとうございました。このところで、別に細かいと言っているわけでもないし、3 項の事例がそうだから 100 が全部そうだという説明は、ご自身でも言われているように説得力はありません。それは実施状況確認の中で見ていけばよくて、その三つが非常に問題があれば取り扱いますけれども、3 個がそうだから全部そうだというのはちょっと乱暴だと思います。

もちろんそのご指摘は貴重ですから受け止めますけれども、そう言われても、私が言っていることと全然違うところをおっしゃっているわけで、ここで最初に提案の趣旨を、皆さんで出されたのだったら、NGO の皆さんは、最初からある提案ですから、これでよく詰められたらよいと思うのですが、理解のところが大事で、その手法としての合意文書の取り交わしという話で聞いてきたわけです。そういうものだと思って審査してきている。

これはメコン・ウォッチさんしか書いてないから、メコン・ウォッチさんは他の皆さんと考えが違うのかもしれないけれども、それは検討すると言っているわけです。合意文書の取り交わしというところは唯一絶対の方法なのかと聞かれて、そうではないと言っている人もいるし、私たちは現実にそうではないと思っている。合意文書を取り交わさなくてよいとはひと言も言っていない。ちゃんと見ると言っているわけですから、そのところで政府の信頼関係とか全然違うところを言われても、改訂ニーズには届かないわけです。もう議論を詰めてやっているわけだから、私たちは今日ポイントを出すとって議論を始めている。この部分はどうなのだと聞いて、それが合理的であれば、ちゃんと 20-2 みたいに成り立つわけです。

そこで違う話をされても、的がずれてしまっているから引き取れない。それをどう思い

ますかと聞かれたら、残念ながら「どうですかね」としか答えられない。ガイドラインの改訂のための話をしているわけですから、1個1個の事案ができた、できないというところで議論されても、それは次々回ぐらいいに JBIC さんの報告があった際に、これまでやった案件のフォローアップは行うと言っているわけですから、その中でちゃんと議論していただければと思います。ご意見としてきちんと承りましたので、他にご意見があれば、次の 20-4 に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 波多江さん】

1点だけ補足です。私たちも合意書でなければならないというふうには申し上げていないということだけは確認させてください。先ほど申し上げたように、補償の内容がきちんと確認できるような、例えばインベントリー・ペーパーとかそういった手続きの中で出てくるものがちゃんと住民に伝わっている、渡されているということが必要であると思っています。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

先ほどから名前が出ているので、私の立場を説明する必要性を感じてしゃべるわけですが、確かに合意書というものに対する NGO の提言がどこまで正しかったのかというのは、他の人は違うかもしれませんが、正直言って私はちょっと違和感を感じているところです。要するに合意書がなぜ重要なのか。私たちはなぜ合意書が重要だと思っているのかということの説明した上で話すべきだと思うのですが、これを私が書かせていただいたのは、合意書を見れば合意があったということにはならないというところは確かにご指摘のとおりだと思います。

合意書を持ってこいという言い方はやはりちょっと危険なところがあって、事業者に見せても、「では合意書を持ってくればいいんですね」と言って強引に合意書をもらう。ある

いは JBIC/NEXI さんが審査をするときに、「じゃあ合意書があるんですから合意したんですね」ということになりかねないというのはおっしゃるとおりで、そういう意味では合意書を合意があったことの極めて重要なメルクマールであるというかたちで取り上げられてしまうと、それは危険なことではないかと私自身は思っています。

一方で、特に資産調査を基本的に個別の補償の際にやると思いますが、こういったものについての結果が個別に住民に渡されていないと、その後、住民が自分がいくらもらえるのか、あるいは資産調査の結果が正しかったのだということのモニタリングができないという意味では、個別に支払われる補償について一定の文書という記録が住民に渡っていることは極めて重要だと思っていますし、それがなければ影響を受ける人たちが実際の補償の支払い、住民移転のプロセスにきちんと参加することができないという意味で、住民が住民移転のプロセスをきちんとモニタリングする前提として必要な文書なのだろうと思っています。私がここに書かせていただいた趣旨はそういうことです。

【司会】

ありがとうございました。この項目につきまして他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは先ほど NEXI さんからご提案がありましたように、次の項目に移るということでお願いします。

【日本貿易保険 小泉】

それでは 20-4 に移らせていただきたいと思います。ここは非自発的住民移転の住民移転計画で、以下を含む住民移転計画が策定されなければならないということで、17 項目のご指摘があります。これにつきましては二つご質問の点があります。一つは、JBIC/NEXI のガイドラインはわりとポリシー的な内容を書くことが多い中で、この 17 項目の細かい項目を含む部分をどうやって盛り込むことを想定していくかというところです。

2 番目としましては、細かいので、世銀の OP と見比べながら、どのことをおっしゃっているのかということのをいろいろと見ながら検討したわけですが、中には世銀の OP に含まれてない項目もあろうかと思われまして、もしそうではない、全部ありますよということであればご説明願いたいのですが、その点ちょっと違う部分も含まれているな。このへんをどう扱おうかなというところが疑問です。このあたりも含めてご説明いただければと

思います。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

これに関しては私がお説明させていただきます。現行のガイドラインで住民移転基本計画等、大規模な住民移転を伴う案件については、住民移転基本計画等が策定されていないとはならないと規定されています。ただ、ガイドラインのどこを見ても、住民移転基本計画等なるものが何であるのかということがよくわからないのは、おそらく運用されている方々も悩みの種なのではなかろうかと感じる場合があります。ですからこのような住民移転計画なり基本計画等が策定されていない点については、おそらく別にそれほど意見の相違はないのかなと思っているところです。

まず最初の点のどうやって盛り込むかという点ですが、現行の JBIC/NEXI さんのガイドラインの環境アセスメント報告書についての別紙があるかと思えます。今私は JBIC のガイドラインを見ているところですが、16、17 ページにカテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書、これは世銀の OP4.01 を準用されているのかと思えますが、こういった別表が付いています。

その別表の一つ前に、カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書というページがありまして、以下の項目が満たされていることを原則とするということで、例えばステークホルダーとの協議、あるいはどういうタイミングに協議が行われていることが望ましいかなどが書かれています。15 ページのいちばん最後に、環境アセスメント報告書には別表に示す事項が記述されていることが望ましいということが書かれていまして、その別表につながっているところです。ですから私どものイメージとしては、環境アセスメント報告書に並ぶ重要な環境社会配慮文書の一つであります住民移転計画についても、このようなかたちで言及されれば、使う側も非常に利便性が高くなるのではないかと考えました。

2 点目の世銀の OP4.12 に盛り込まれていない項目があるではないかという点についてお答えします。これについては、私どもも世銀とか、ADB とか、その他の国際金融機関のガイドラインなども参照しつつ、かつ私どものその他の主張、住民移転に係るその他の提案とか経験に基づきまして、こういう事項が含まれているとよいのではないかというのを

つらつらと書き出したものです。

その中でまず市場価格調査に係る計画、 になります。ここについては確かに世銀 OP4.12 には盛り込まれていないのですが、ただ世銀は市場価格調査は実施して、とかく JBIC、JICA さんのパフォーマンスで、市場価格調査というところがいちばん弱い点なのかなと私どもは考えまして盛り込ませていただいたところです。例えば ADB には喪失資産価値評価というような項目がありまして、こういうところに対応しているのかなと思っています。ただ、最初に言えばよかったのですが、この 17 の項目にすごくこだわっているということではありませんで、最低限というか世銀の OP4.12 のレベルの住民移転計画があれば、それでよろしいのではないかと考えているところです。

もう一つが生計維持・向上のための施策（以下生計回復計画）ということが書いてあって、そこもおそらく世銀の移転計画には盛り込まれていないとご指摘だったと思うのですが、実際問題、世銀の事業における住民移転計画などを参照したところ、生計維持・向上のための施策は盛り込まれていることが多く、かつ ADB の住民移転計画の項目の中にも盛り込まれているのかなと考えております。

カットオフデートについては、世銀の OP4.12 には盛り込まれていないのかもしれませんが、実際問題カットオフデートを定めることはオペレーションとしてはやっていますし、OP4.12 の中に、確かどこかに盛り込まれていたと思います。これは IFC のパフォーマンス・スタンダードのパラ 11、顧客適格者確定のための打ち切り日のような表現でカットオフデートについても書かれていたと思います。

最後に被影響住民との協議記録ですが、これについては住民参加協議の方法という項目で ADB などのポリシーには盛り込まれています。基本的に住民移転計画の考え方ですが、私どもとしては、まずは住民移転や土地取得に伴う生計の喪失に関する影響の評価が重要だと考えていまして、プラス緩和のための計画の 2 点が非常に重要かと思っています。細部については OP4.12 に準じるようなものでもよろしいかと考えております。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

満田さん、どうもありがとうございました。非常に説得力があって、もう付け足すこと

がないのですが、大きく2点おっしゃっていたところで、まずこれをどういうふうに伝えていくのかというところで、私たちとしても住民移転計画を作ってくださいと言って、もうどうせわかっていると思うのであらかじめ言うと、実はNEXIのガイドラインには住民移転計画自体のワードも入っていないのです。JBICさんはちゃんと入れていらっしゃるのですけれども。そういうこともあって、ここの必要性はもう重々わかっている。あとはどういふかたちでというところで、まさにおっしゃったとおりで、今のAnnexのかたちがわかりがいいのかな。要するに何を作ればいいのかというところが入っていればよいと思うので、そこまでご提言いただいてありがとうございます。そこを踏まえて改訂の中で詰めていこうと思います。

後半のところも大きく考えがずれているわけではなくて、私たちが言いたかったのは、世銀に書いてないからやらなくてもいいということは毛頭思っていない。市場価格調査、カットオフデート、生計維持の施策、それから協議記録というのは世銀のOP4.12全体を見れば、ここの重要性あるいはこう行ふべしということが入っていることは私たちも知っています。私たちとしても可能な限りそれに即したかたちのオペレーションがなされることを確認していくということは間違いない。見ないということはない。

ただ、まずどこを守らせていこうかという話があったとおり、まず世銀でこう書いてありますよ。住民移転計画のところでは、世銀のOPあるいはIFCのパフォーマンス・スタンダードというのは、国際基準であると同時に、さまざまな歴史の中で組み立てられてきたこの制度の集大成というか、ベストプラクティスなのだと思います。この点においては、世銀で書いてありますよと言うのは、誰にとっても、どの国においても、説得力がある。

変な言い方ですが、ちょっと違うとか、組み立てが違うという話になると、「これ何？」というのはあって、同じでないということが説得力を持たないときがある。中身としては全部入っていたほうがよりよくなるのだけれども、私たちが守れない人たちにお願いするとか、そういうシチュエーションまで考えると、世銀のOPイコールというところからまず始めてみるのかな。個々の事案についてはそれぞれ確認はしていく。市場価格のところみたいに他の論点で話しているところもありますし、被影響住民との協議記録も情報公開等のところで議論させていただいている中で、どういうふうに必要性を踏まえて改訂案の中に盛り込んでいくのかはちょっと切り離すことになってしまうかもしれませんが、それではよろしければ、私たちとしてはかなり満点に近い回答を出したつもりですが、いかがで

しょうか。

【司会】

ありがとうございました。よろしいですか。では福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

1点だけ細かな突っ込みがあるのですが、作成していただいた比較表、私たちのNGO提言とOP4.12のAnnex Aとの比較表の中で1点ちょっと違うのではないかと考えているところがあるので、指摘させてください。生計回復計画についてはOP4.12では求められていないというふうに認識していらっしゃるようですが、この表からは読めるのですが、おそらくそれは誤解だろうと思っています。

OP4.12にAnnex Aの11番のところ、皆さんに作っていただいた表だと移転及び補償の手段と書かれていますが、ここは原文だとOP4.12のパラグラフ6を見てくださいと書いてあって、OP4.12のパラグラフ6には、生計回復に関する計画についても住民移転計画に含むようにということが書かれていますので、この点についてはちょっと誤解かなと思います。先ほど満田さんがおっしゃったとおり、世界銀行なり国際機関の移転計画には必ず生計回復のための方法は含まれていますし、それは私の理解ではOP4.12の要求事項でもあると考えています。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

たぶんそういう間違いはあるのかな。今すぐにそうなのかというところはないのですが、おそらく間違っていると思うので、申し訳ありませんでした。そうした点も踏まえて直したいと思いますので、いろいろ教えてください。失礼します(笑)。

【司会】

神崎さん、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

稲川さんが満点に近い回答を出してくださったので聞くまでもないのかもしれませんが、ちょっとこだわって申し訳ないのですが、これまで項目に沿っては OP4.12 に沿ってどのような対応をされてきたかというご紹介をいただけますでしょうか。

【司会】

JBIC のほうからお願いできますか。

【国際協力銀行 松田】

住民移転計画についても、まず大規模な住民移転については計画を作るということになっていますので、計画ができているかどうかを確認します。できていれば、もちろんその内容について確認をするということです。ただ、当該国の法制度によっては、住民移転計画という名称が違う場合もありますけれども、そういう場合でも、その中身については世銀の OP を参照しながら、その中で必要なものが盛り込まれているかどうか、その内容について確認していくということをやっています。項目に沿って確認をするようなかたちにしています。

【FoE Japan 波多江さん】

大変細かい点で申し訳ないのですが、1点だけ、カットオフデートについて線が引いてあったのは、世銀の OP4.12 の Annex に入っていないというご理解なのかなと思ったのですが、実際に Annex A のパラ 9 のいちばん最後に including relevant cut-off date(s)と書いてあるので、おそらくこれも一応世銀のほうにも含まれているので重要な情報としてぜひ JBIC さん、NEXI さんのガイドラインにも含めていただければと思います。よろしくお願いします。

【日本貿易保険 小泉】

その点につきましては、先ほどの点も含めてもう一回よく読み直して確認させていただきます。

【司会】

ありがとうございます。その他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【日本貿易保険 小泉】

では 20-5 に移らせていただきたいと思います。情報公開と協議ということで、住民移転は以下の要件を満たすということと、要件を満たすべく、融資/保険契約など法的合意を通じて文書の公開・配布が確保されるというご指摘でして、この点について前回の私どものコメントでは、世銀に沿ってかなり詳しく細かい点もご指摘いただいているな。悪い言葉で言えば、箸の上げ下ろしまでのご指摘かなという感想のみ述べさせていただきましたが、実は法的合意を通じてというところを考えますと、私どものガイドラインに書いてあることは、こういうことをなさっているかどうかを拝見しますよということを確認しているわけで、それについてやっていなければやりなさいということを経済なり保険契約の契約書の中身に盛り込むという、世銀のガイドラインよりもさらに一步突っ込んだような内容になっているのかなと思います。この点を中心に説明いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

ありがとうございます。まずご質問の答えに入る前に、もう少し趣旨説明をさせていただきたいと思います。今回の 20-5 ですけれども、主に3点ポイントがありまして、一つはRAPのドラフト版の協議と公開、もう一つがRAP最終版の公開、3点目が世帯ごとの情報提供と大きく分けて三つに分けられるかと思います。

1点目のドラフト版の協議と公開につきましては、現在のガイドラインにはこの点について移転とか生計手段の喪失に係る対策、立案、実施、モニタリングにはコミュニティの適切な参加が促進されなければならないと書いてありますので、実際にやられていることなのだろうと思うわけですが、これを実現するためにどのようにガイドラインに書いていくかというご提案です。

2点目の最終版の公開ですが、最終版が公開されないと、現地で実際に移転する人、それから補償を受ける人たちが、移転の内容、補償の内容、それからスケジュールといった

ことが全くわからなくなってしまうので、現在の JBIC のガイドラインには住民移転計画の提出ということは書いてあるのですが、公開というところまで書いてありませんので、その部分を公開していただきたいというところでは。

3 点目、情報公開の方法についてですが、これも世銀の政策にも書いてないわけですが、そういったことをなぜ私たちがここで求めているかといいますと、大きく分けて二つあります。1 点目は、住民移転計画書がきちんとしたものになりますと、さらに規模が大きくなりますと、かなりが厚いものになると理解しています。そういった文書を住民の方たちがきちんと理解するには、読まなくてはいけないのは当然ですが、入手するにあたってコピーをしなければいけないという作業が発生します。それにはコスト、労力、時間等がかかるので非常に負担が大きい話だと思っている点の一つ。それから公開されていても、実際に公開されている場所を住民が知っていて、そこに制限なくアクセスできるかという点、そうではない事例も見てきている。そういう背景から、確実に個別のプロジェクトに関してどのような移転補償政策がなされるかということについては、ぜひ世帯ごと、特に最終版について実施していただければと思っています。

ご質問いただいた法的合意のところですが、これは私たちとしても非常に踏み込んだ提言であるとは理解しています。マストでやるというのは、先ほどの不可逆性の話もありますし、難しい部分があるとは理解していますが、できる場合には書くということはあるのではないかと考えています。つまり先ほどの例で言えば、JBIC さんが環境レビューをする前に 6 件中 4 件が住民移転が終わっていたというお話ですが、その場合、4 件については合意文書で盛り込んで、ドラフト版は終わって最終版になっているかもしれないので難しいかもしれませんが、そうではない例えば 2 件の場合には、盛り込むことによって実効性がより出てくるのではないかと考えております。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

法的合意のところだけ補足説明をさせていただきます。この提言自体は若干円借款を意図して書かれた提言であるというところがあります。というのは多くの場合、円借款の事業の場合は、実際に環境レビューを行う際には住民移転計画のドラフトがあるという状況

であることが多いと思っています。融資契約が調印され、詳細設計がなされて、その詳細設計の結果によって住民移転の内容は、誰が移転するかとか、何人移転するかといったところは変わってきますから、その後で最終版が作られるケースがあると認識しています。

このような場合にきちんと最終版が公開されるかどうかの方が問題になるわけです。最終版というのは基本的に融資契約後に作られる場合がありますから、最終版の公開を確保するためには、実際に JBIC が環境レビューの中で公開するかしないかということを確認するだけでなく、その後きちんと JBIC がレバレッジを持って公開を確保するために、最終版あるいは最終版以外にも事業が変更された場合に変更された住民移転計画の公開を LA の中で、あるいはその付属文書の中で確保していただきたいという趣旨で提案させていただいております。

話は JBIC/NEXI に戻るのですが、国際金融等業務とか、あるいは NEXI の場合に、一定の場合にはもうすでに住民移転は終わっているという話はずっとこの場でされていまして、その場合にはおそらく住民移転計画は最終版がたぶんどこかにもうすでにあるということはあると思いますので、こういう場合についてまで別に法的合意を何かしろということではないのかなと思います。

一方で LA が締結された後、最終的に住民移転計画がファイナライズされるというケースがもしあるようであれば、こういった場合には LA の中で住民移転計画の最終版を提出してください。それを現地できちんと公開してくださいということを融資契約の中で確保していただきたいと考えているところです。融資契約は交渉事ですので、先ほど清水さんがおっしゃいましたが、これを必ずやるようにという規定を設けるのは確かに困難であるうということとは私も理解しています。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご説明ありがとうございました。総論的なところで二つコメントをしたいと思います。一つは、ここの部分は清水さんがまさにおっしゃったとおり、20-3 の議論、それは福田さんが言った話で、そこを清水さんが引き取っているわけですが、インフォームド・コンセントということが、NGO さんの提言書を何度も読ませていただいている中で、だんだん

自分なりに理解が深まる中で、紐付け方が非常に緻密にできている。1回読んでもわからなかったのですが、縦糸が最近見えてきたという気持ちがあります。影響を受ける方なりがちゃんと情報を与えられて、最終的に合意に至るといふ、インフォームド・コンセントという言葉で一応私は受け取っているのですが、そこを非常に大事にされている。その点において私どもの現行のガイドラインの自発的住民移転に関する3パラのところは若干淡泊なのかな。世銀のOPとの比較の中で淡泊であるなというところは認めます。

その上で、私たちのほうにも実は縦糸みたいなものはあって、それは国際基準の中で大切なものを明確化していこう。適用度合いを強めるとともに、必要に応じてガイドラインの中で明確にしていこうということ。その点で言うと、ご提案の中の住民移転計画のドラフトを公開し、協議を行うという部分と、住民移転計画のところは、今20-4で話したとおり、内容を明確にしていくということで、ここの組み合わせがガイドラインの改訂の中でできた場合には、現行のガイドラインの中で何を事前に行って、どういうことを伝えるのだということとは相当に明確になるのではないかと考えている。そこがまず一つ確保されていくのだろうなという点がまず1点目で、ある程度改訂の流れはある。

2点目は、これは逆にご質問というかたちになって、今清水さん、福田さんからも補足の説明をいただいているわけですが、独自のご提案がある。あるいは新JBIC/NEXIのポジションからすると、一概には適用が難しいものもちょっと入っています。こうした部分を端的に言ってしまうと、ガイドラインとは何だと言え、一律に基本的に例外なく原則守るべきものをガイドラインに載せるというところがあるので、そこがあるとなかなか拾いづらい。趣旨はすごくよくわかりました。重要な情報のところはなぜ必要なのだろうというのは、先ほど清水さんに言われて、なるほどなと非常に腑に落ちる説明を受けた。あるいは各戸に配るという意味がどういうところから来ているのかがすごくよくわかりました。今頃気がついて遅いかもしれませんが、よくわかった。でも、やはりそこに限界がある。

ではどうしようかといったときに、端的に言えば、扱い方として、私たちの中でも今後、実施状況確認とかいろいろなものを踏まえる中で、はっきり言ってしまえばガイドラインの中に書くのは無理っぽい。守れないかもしれないものを書くわけにはいかないから。ただ、どこかで位置づけていく。あるいはプラクティスとして気をつけていく。

今日、前半でも神崎さんとか波多江さんのご意見があったのですが、ちょっと言うと、実施状況確認はどういう結果が来るか私たちも知らないのですが、何かが守れていないか

ら、ではガイドラインで決めるのかというところに若干乱暴なものを感じているわけです。それは普通に道交法などを考えても、例えば1回無免許運転をやってしまいました。では無免許をやった人には免許を一生渡さないとか、死刑とかいうことにはならないわけです。運用でまず気をつけましょう。PDCA とか ISO はみんなそうなっているのです。

基本的には運用の中で改善されればそこはカバーできる。例えば100件取って100件全部だめだったら、それは何か直さなければいけないというのはあるし、程度のひどいものだったら、最近だと飲酒運転みたいに、すごく刑が重くなった。そういうものもあるのだけれども、程度問題だということでは、この部分もどこまでガイドラインでないところ拾うのか。ガイドラインでないというのはFAQとか、チェックリストなどで拾っていくのか。あるいは本当に今までであったことを反省しつつ、運用で今後同じようなことがないように気をつけますということでは終わるのか。そこは程度問題だというのは、これからの議論の中で少し切り分けて進めていったらよいのかな。

そこがわからないと、私たちも、そこは直せませんよとか、その例示では不十分ですとか、言いたくないことを言わなければいけなくなってしまうので、清水さん、福田さんのところは、いい意見があったところの合わせとして、そのへんをどういうふうに直していくのかという程度のところはお互いに勘案しながら発言していきませんかということではどうでしょうか。今のところは、具体的にこういう直し方があるというのは、ここはこれでよいのかなと思うのですが、それ以降の進め方の中でも、会場の皆様もそういうところは踏まえて進んだほうが、より効率的で実りのあるものになるのではないかという気がしています。

【宮淵さん】

ちょうど60歳を迎えましたので、フリーの立場でお話しさせていただきます。今お話のあった件で、実は住民移転に当該国の政府が関係する場合があります。その場合にはかなりややこしい。今言った議論は大変理想的な話をされているように思います。そういった場合には大変難しいので、ぜひJBIC/NEXIさんもそのあたりのケースも踏まえてガイドラインを検討していただきたいと思います。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

この項目に関しては、おそらく大きく分けて、コミュニティとのエンゲージメントとデ

ディスクロージャーのリクワイアメント、要は情報公開をどうするかということと、情報をどういうふうに住民に伝えてコミュニケーションしていくかという二つがあると思うのですが、コミュニティとの関わり方という点では、確かにおっしゃるとおり細かいという点は私たちも理解できるのですが、ディスクロージャーの点は1点確認したいのですが、JBICさん、NEXIさんとして、住民移転計画書のドラフト、それから住民移転計画書を現地の実施主体が公開するという点に関しては特に異論はないという理解でよろしいのでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

情報を公開していくということ自体について、世銀のOPに即したかたちの中ではよいのだと思います。あとはまとめて言ってしまうと程度問題、頻度とかそのへんは原則世銀に則してぐらいではないのか。結局事後のものが多いうところに逃げるつもりはないけれども、そこはあまり詰めても、意味がないとは言わないけれども、あまり効力が出てこないということがあります。

また宮淵さんから話があったように、例えば政府系の案件はNEXIであるのかという質問もあるのですが、国によっては、けっこう少なからぬ国だと思うのですが、土地の収用は政府が行うことが原則になっている国も多数あって、上物を作る事業者としてはそこはもうアントタッチャブルみたいになってしまっているところもありますので、そこに逃げるつもりもないけれども、今の議論にリンクさせるならば、あまり詰めても、そこは空条文になってしまうのかなというところはあります。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

当該国政府が補償にかかわるということですが、例えばIFCさんのパフォーマンス・スタンダード5のパラ22~25までは、例えば一括して政府が管理する移転における民間セ

クターの責任ということで書いてあるわけです。そこには、例えば政府の能力が限られている場合には民間セクターのほうから積極的な役割を果たして移転計画の立案、実施、モニタリングにかかわっていくとか、同じようなことですが、政府のほうでやったものが要件を満たさない場合には政府の行動を補う手続きを民間セクターが策定するとかいったことが書いてあるわけです。文言にどういうふうに盛り込むかということでご参考までにとお思いましてご紹介しました。

実際に JBIC さんの案件とか NEXI さんの案件で、実際に当該国の政府の補償能力が非常に限られているという場面で、生計回復支援とか補償の支払いの促進とか、日本企業の方が積極的にかかわっている事業はわりとあるのではないかと思いますので、できることなのではないかと NGO のほうでは思っています。

【宮淵さん】

IFC のパフォーマンス・スタンダードにいろいろ書かれていることは存じております。ただ、IFC も、ワールドバンクも、そもそもの目的が貧困軽減、あるいは生活レベルの向上ということですので、かなり突っ込んだところまでいろいろなことをやらないと、その目的が達成できないというところが確かにあります。そういった意味でワールドバンクの基準は、ある程度貧困撲滅を考えた上での理想的な姿であろうと私は思っています。一方、JBIC さんとか NEXI さんはそういう目的ではないので、そのあたりについてはもう少しフレキシブルに考えてもよいのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

そろそろこのパートは終わりだと思うのですが、私は自分自身が立派な人間ではないので、どこかの国を指して劣っているとか、腐っているとかが言うのは難しいと思います。実際に実業をやっている方だったら、あなたのところは能力がないからとか言うことは...。私は実業とはちょっと違いますから、それは違う、私は堂々と言っていますよというのだったらおっしゃってください。そういうことは国際金融機関ならでは、お金を全部貸すラスト・リゾートだからこそ言えるのであって、そのへんは立場とか、あるいは誰か

が劣っているということを面と向かって言うというあたりは、ちょっと考えなければいけないのかな。

もちろん日本企業はそういう構えではなくて、パートナーシップを持ってやっていらっしゃるといえると思いますが、その中で私たちがガイドラインで判断していく中で、劣っているというところで、ここはこうやりなさいと言うのはまた別の次元の話なのかな。このへんは実業をやっている中では、人間としての感性とかそういうところでずいぶんご苦労されている。機械みたいにはなかなか割り切れないけれども、間違ったことはしていらっしゃらないと思います。そのへんは、波多江さんのご指摘のところは皆さんちゃんと踏まえてやられているのではないかと思います。

特に他になければ、次の論点に移らせていただいてよろしいでしょうか。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは 20-6 をお願いいたします。

【日本貿易保険 小泉】

20-6 は苦情処理メカニズムです。地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければいけない。かつそのメカニズムはプロジェクト実施主体から独立していることが望ましい。メカニズムの必要性と実施主体からの独立というところがポイントかと思います。独立していることが望ましいというところにつきましては、世銀規定に独立を規定しているのかどうかというところをまず教えていただければと思います。

もし独立していることが望ましいという場合に、苦情を受け付けて、それに対処をしていくということが、独立していてどういうかたちで対応をしていくのかということがやや難しいのかなと思いますが、その点についてもご意見をうかがえればと思います。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、お願いします。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

苦情処理メカニズムについても、おそらくそういうものが設置されていることが、住民

移転のプロセスの中で、住民がかかえるさまざまな問題の解決のために極めて必要なやり方であるという点、あるいは世界銀行や他の融資機関の規定にもこうしたものが盛り込まれているということについては、特段異論はないと思います。独立していることが望ましいというポイントについては、世界銀行の OP4.12 には含まれていないと私も認識しています。ここで望ましいと書かれているのはそういう背景があるので、これは望ましいというかたちで提言させていただいているというのがあります。

独立していてどういう実効性があるのだというお尋ねをいただいたと思うのですが、これはなかなか難しいバランスだと思います。異議申し立てを実際にプロジェクトの実施主体が受けるということになりますと、プロジェクト実施主体にしてみれば、「すでに住民とのあいだでは話をしてもう解決したんだ。何をまた言っているんだ」ということになるということは重々あり得ると思うので、そこに実施主体とは異なる利害関係、あるいは立場を持つ第三者が、住民からの意見を受けて、それを実施主体に対して一定の勧告なり意見をするというかたちにおそらくなるとは思います。そういうかたちでプロジェクト実施主体に対して他の立場から住民のかかえる問題についてコメントすることができる立場の人がいるということは非常に重要なことではないかと思っております。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご説明ありがとうございました。中立性があることが望ましいというところに妙にハイライトがあたってしまった感じになっているのですが、まず苦情処理メカニズムをどういうふうガイドラインの中で位置づけていくのかということだと思います。ここには大きな考え方の開きはなくて、ずっと住民参加というところが縦軸としてある中で、それを裏打ちする制度としての重要性はわかっている。今のガイドラインの規定の文章を読んでいく中で、おさまりをどうやってつけようか。独立させるのがよいのか、どこかで沿わせるのがよいのか、ちょっとわかりづらいので、ここはまだクリアではないのですが、よく勉強させてください。

中立性のところは、もうわかりましたというか、端的に言えば、福田さんが書かれている中でも、司法制度とかそういうもの自体が不十分な国があって、むしろ実効性という点

では、そういう国ではどうやって作っても誰かに偏ってしまう。日本みたいに立派な国だったら、有識者委員会などを作って、それぞれの立場の人をイーブンに集めると公平な判断ができるという民度の高い国もあるわけですが、司法制度もない国は民度が低いかもしれないので、そうするとそういうものはないものねだりになってしまうのかな。作れと言われてしまった事業主体とかお客様は困ってしまうので、なかなか難しいのではないかな。

望ましいというと、それができそうな国には司法制度があります。仮に司法制度があまりできていない国があると言うのは、先ほども言ったように、そういうふうに入様のことを言うのは僕はあまり好きではないので、そういう国はあまりないとは思いますが、それだったらたぶん中立委員会も作れないのだろうな。後半は取り入れ方として非常に難しいとかたちでコメントしておきたいです。それ以上私たちは今ポジション上言える答えはないので、よろしければ次に進みたいと思うのですが。

【司会】

今のポイントについて何か他にございますか。

よろしいですか。それでは 20-7 をお願いします。

【日本貿易保険 小泉】

20-7 です。社会的弱者に対する特別な配慮。非自発的住民移転にあたっては、社会的弱者に対し特別な配慮がなされなければならないというご指摘ですが、JBIC/NEXI のガイドラインにおきましては、JBIC の第 2 部の 1 の社会的合意及び社会影響のほうで、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般にさまざまな環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていないと書いていまして、これに加えてこの非自発的住民移転のところで追加の規定をするべしというご指摘なのか、あるいはそこに書いてあるのであれば議論の必要はないとおっしゃっていただけるか、どちらでしょうか。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

提案の内容がわかりにくくてすみません。ガイドラインの中に、協議の中で社会的弱者について配慮をするということが書かれているのは承知しております。そのことと非自発

的住民移転の中で特別な配慮がなされなければいけないというのは、違う面もあるのだろうなと思っています。社会的合意の形成の中で特別な配慮をしなければいけないというのは、例えば男性優位の社会の中で女性が公の場では話ができないとかいう場合に、女性だけ集めるということが可能なのかわかりませんが、何らかのかたちで、例えば NGO を使うとかで女性の意見をファシリテートして集めるとかいうことがあると思うのですが、そういうこととは別に、ここで非自発的住民移転の中で社会的弱者に対する特別な配慮といったのは、結局補償のやり方の基準の問題だと思います。

先ほど政府がかかわる場合も多いという議論があったのですが、政府の場合は、建前として移転する人を平等に扱わなければいけないということになる。政府でなくても、それはそうなのだろうと思います。ただし、もともと社会的弱者と言われるようなグループにある人については、ある程度一定の合理的な配慮をする。普通の人と違った補償のやり方をするということがむしろ公平だという場合があると思います。例えば障害者に対する補償とか、もともと差別されている少数民族とか。補償の内容を形式的に全部同じにするのが平等だと言われる場合もあるので、そういう合理的な配慮をすることも必要なのだということを経験として盛り込んでおくほうが事案に即した解決をするのによいのではないかというのが提案の趣旨です。ご質問に対する答えになっているのかわかりませんが、一応質問に対する答えとしてはそういったことになります。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

鈴木さん、ご説明どうもありがとうございました。お気持ちとしてはわかりますし、私たちが弱者への配慮というところを 1 項目設けている趣旨もそこにあります。ところが、残念ながら住民移転のところにそれを盛り込めるかということ、私は違うと思います。つまり住民移転のところにおける補償という観点から見たときには、補償、土地・財産というところにおいては、その財産が評価されるものであって、同じ土地なのだけれども、だんなさんが持っているとき、奥さんが持っているとき、じいちゃんが持っているとき、子どもが持っているときそれぞれで価格が違うというのはまずいでしょう。そこは財物で評価すべきであって、個人で評価するところではない。

むしろ施策ということ言えば、例えば移転したときに学校があるとか、女性の集会所があるとか、少数民族とか先住民がいるのであれば、彼ら固有のコミュニティプレイスとか教会などが持たれる。マジョリティとマイノリティで、マジョリティにしか固有の祈りの場がないというのはおかしいでしょうし、貧困層であれば、貧困層の人たちも立ち直れるようなものは決めなければいけない。ただ、それは個々の施策であって、財産的な補償というところから見たらそれはないのかな。個別の補償について言えば、それはもう多様で、ここで一律に書いてしまうとどうなのか。この上の項目だけだと、そこまでは読み取れないところもあるのですが、意思決定プロセスへのアクセスという中で、こういう人たちの意見も聞いたかたちで住民移転計画ができていくということは努めて確認していきます。

この上の文章が読みづらければ、そのところは少し検討はしますが、基本的には現行の中で私たちとしてはそこは見ている。特段の配慮と書いてしまって、特段の配慮とは何かとか、できなかつたらどうなるのか、今日は他にそこも議論するのですが、少数民族などに対してどういう施策をするのか。その国の政治体制や文化、歴史とかかわっていますから、そこを一律に特段の配慮といって切ってしまうのは……。あるいは私は実際に、「女性だけ別の集会で住民の意思決定をやったよ。」それを教えてくれるのは男性たちだけで、女性の意見を、あいつらこうだったよと言っているんで、本当かなと思ったけれども、会わせてくれないのでわからない。ただ、それがよい方法だとは一緒に行った他の国のECAの人も言っていたし、合理的だなと私は思ったのですが、そういった個々の事情によって特段の配慮というのは違うと思うのです。僕はそこはびっくりしたわけです。

そういうことをやっている活動家の人たちで、女性を入れろ入れるとよく言う方たちがいます。それがいつも正解みたいに思っているけれども、そうではなくて、分けることが正解だということもあるわけです。全く別なアプローチだけれども、どちらも正しい。それはその場所、その国、そのコミュニティの中で判断することなので、特段のと言ってしまえば、確かにそういうものを全部包括してなのだけれども、それを見定めるのはなかなか難しいのかな。特に外形的には判断できないのかな。そういう意味では規定化していくことは難しいのではないかな。趣旨はすごく共感するのですが。

【司会】

ありがとうございました。鈴木さん、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

確かに特段の配慮の中身がよくわからないというのはあります。なぜよくわからないかというと、ケースによってそれぞれバラバラで、一律には言いにくいところがあるからだと思います。だからこういう曖昧な表現にしているという面もあります。ではそういうのを規定することが意味がないかということ、そういうこともなくて、協議の問題だけではなくて、補償という言い方がちょっとまずかったのですが、例えば生計支援策とか、その他の支援策の中での配慮などが必要なのだろう。

今の JBIC さんのチェックリストを見ても、協議のところにも少数者への配慮というのが入っていて、住民移転のところにも少数者への配慮というのが書いてある。だからやってるんだというお話になるのかもしれませんが、協議とか参加の過程での配慮というだけでなく、その他の支援策の内容面にも配慮がかかわるんだということがわかるようにしていただけたらと思っているところです。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

今おっしゃったところで、私たちもそんなに偉そうなことは言えなくて、私たちの規定も適切な配慮など書いているし、住民移転のところも比較的形容詞形というか、ぼかしたところはあるのですが、そこは逃げているわけではなくて、なるべくバスケットを大きくして、なるべく個々の事案に即して適切なことが拾えるようなというつもりでやっている。だからチェックリストの中では書いてある。

そのところはチェックリストに書いてあるのだからガイドラインにも書いたほうがいいのではないかということもある一方で、構成の仕方としては、先ほどから何度も触れているのですが、ガイドラインの中では絶対に守らなくてはいけないこと、それから比較的バスケットで大きく、なるべく多くの事案や方々がフォローできるようなかたちにしておいて、チェックリストとか FAQ などのところで詰めたかたちでやっていくというアプローチですので、今のところはむしろガイドラインではちょっとはっきりしていない。そこ単体で見るとそうなのですが、私たちチェッカーの側からすれば、チェックリストの中で非自発的住民移転に係る社会的弱者への配慮というところは見えていますよということで、

逆に詰めてちゃんと見ていますよ。ぼかしていませんよというつもりがあるので、今の中でおおむね対応できるのではないかと考えております。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、コメント、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

特に追加がないようでしたら、約 50 分予定よりも遅くなりましたが、20 の一連の項目は終わらせていただきます。ありがとうございました。

【司会】

順番からいきますと次は 15 番ということでしょうか。

現在、ちょうど予定の時間の半分ぐらいでして、きりがいいところですから、皆さんにもし合意いただけるようであれば、ここで休憩を取らせていただくことを提案させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

それでは休憩をさせていただきたいと思います。また 40 分から開始させていただければと思います。

(休憩)

【司会】

それではそろそろ時間になりますので、ご着席いただきまして、再開させていただければと思いますが、お願いいたします。

それではただいまから議論を再開させていただきたいと思います。冒頭に皆さんに合意していただきましたように、次は論点 15、原材料調達の影響というところです。これにつきまして、まず NEXI からポイントのご説明等お願いできればと思います。

【日本貿易保険 佐藤】

先ほどのお話に従いまして 15、16、17 はひとまとまりと申しますか、お互い少し関連

しているところもありますので、続けてやってしまいたいと思います。ただ、15、16、17というのは個別の話ですので、そのつど番号ごとに区切ってやらせていただければと思っております。

最初に藤平さんからお話がありましたが、各論点だいたい15分ぐらいということではあったのですが、予想どおりというか、少し時間もかかってきていますので、なるべくスピードアップを図りながらやっていきたいと思っております。その趣旨から、この提案の背景などはもういろいろご提案をいただいております、私どもももう理解はさせていただいております。参加されている皆様も理解されていると思いますので、まず我々から、これを検討するにあたってのポイントということで、こういったところがポイントなのかを申し上げたいと思っておりますので、そのポイントに回答していただければというコメントを付すかたちで提案の背景なり何なりを織り込んでいただければよろしいのかなと思っております。

まず最初の論点15、原材料調達の影響です。これに関しましては原材料の調達を通じた環境社会配慮の影響についての記述をガイドラインに盛り込むというご提案です。まずこれに関してJBIC/NEXIの現時点での認識ということで申し上げさせていただきますと、今の時点では十分な改訂ニーズを認識するには至っていないということになります。具体的な理由を申し上げた後に、これを検討するにあたってのポイントは二つあるのかなと思っておりますが、そのへんをコメントいただければと思っております。

まず私どもがそう考えている理由ですが、現行のJBIC/NEXIのガイドラインは、お配りしています表の19ページの原材料の影響というところの左の表の下にもありますが、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮影響において、調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含むということで書いてあります。

プロジェクトの影響というのは非常に多様だということがありまして、原料の調達以外にもプロジェクトの特性に応じて多様な派生的・二次的な累積的影響があるということで、そういったものを環境社会配慮の対象にするという規定になっていまして、この規定自体がこのご提案の趣旨を含めたものでして、むしろ幅広い対応をしているのではないかとこのところではあります。

こういったところを踏まえて、2点ほどポイントとして挙げさせていただければと思うのですが、1点目は、多様な派生的・二次的な累積的影響がある中で、原材料の調達のみ

を特記していく理由は何かというところですが、このテキストの1番目の検討ポイントのところと同じ趣旨ですが、そういったところをコメントいただければというところですが、

もう1点ですが、原材料の調達も非常に多様なものがあると我々は認識しておりまして、例えば原材料供給の相手先はもしかしたら1社に限らず、たぶん通常のビジネスの世界だと、リスクを分散するという観点から、複数社にまたがったり、あるいは毎年変わったりということもあるのではないかと考えています。また原材料といっても非常に多様なわけですが、こういった点をもって、こういったことがあるのですが、そのようなところで原材料の調達という点で一律に規定してしまう理由はどういうものでしょうかというところで、提案者の方あるいは他の方からもコメント等をいただければと思っております。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今、二つお尋ねがあったわけですが、まず原材料のみの理由を特記する理由は何かということについてです。確かにJBICガイドラインは派生的・二次的な累積的影響を含むというような非常に幅広い規定でして、すべてを非常に多様な事業の影響を含み得るであろうということはそのとおりでして、この中に特に派生的影響の中に原材料調達に関する影響も含まれるのかなと私も思っております。一方で、それだけ幅広い規定なので、重要な項目であれば、例えばというかたちで例示するほうがわかりやすいということも事実のかなと思っております。

原材料の調達を私どもが重要だと考えた理由は、えてして原材料の調達に関する影響が見落とされがちであるという問題認識にあります。事業が必要とする原材料の採取、とりわけ自然資源の採取にあたって、非常に大規模な環境破壊、地元との紛争が生じるようなケースも多々あると認識しておりまして、それが私たちがこれを提案させていただいた理由となっています。

もちろんJBIC/NEXIさんは二次的・派生的影響を見られていることとは思いますが、私たちが知っている限られた事業の中で、例えばカテゴリー分類などを拝見するに、原材料の調達という意味では非常にリスクが高いのではなからうかと思われるような案件がカテゴリーCとなっているケースもありまして、どこまでこらへんを見ておられるのかは

若干不明かなと考えておりました、こうした提案をさせていただいた次第です。

2番目の多様な調達先がある中でどのように見るのかということも全くおっしゃるとおりで、私たちが例えば木材の関係でサプライチェーンを通じた木材の持続可能性の確保ということを経営さんなどに働きかけていくようなときに、それが一番論争になるというか悩ましいところだと思っています。

あくまで私たちがこれを提案させていただいているのは、事業と原材料の調達が明確にリンクしている場合です。明らかに原材料の調達先がその事業のプラントなりのそばにあって、ある原材料調達先とそのプラントの関係がすでに事業の計画の中に含まれているようなとき、つまり特定が可能なきかなとは考えています。もちろんそれだけにとどまらず、なるべくサプライチェーンを通じたこうした環境社会影響は見えていただきたいとは考えているのですが、あくまで合理的な範囲という現在の現行ガイドラインの規定の中に盛り込まれるべきことかなと考えております。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、どうもありがとうございました。2点に關しまして的確にご回答いただいたのではないかと思います。まず簡単なほうの2点目のほうから。合理的な範囲でと私どものガイドラインに書いてあるのですが、満田さんがおっしゃったように、すぐ隣にあって、明らかにそのプラントと関係がある場合というのは非常にわかりやすい場合だと思いますが、実際のプラントにおいてはいろいろ複雑な場合があって、一概には書けないところもあって、私どものガイドラインの中では合理的にという言葉を使っているということになるかと思ひます。そういう意味で、満田さんの合理的な場合にとひいう趣旨に關しては、ご理解というかご賛同いただひているのかなと理解いたひします。

最初のほうのコメントに關してですが、おっしゃるとひり原材料の調達というのひプロジェクツに關連する影響の中で重要な項目の一つだと認識はしておひります。ただ、あるプラント、あるひは何かプロジェクツをやるうとしたときに、決してその影響はそれだけではないというのひ通常ありまして、例えはの話ですが、何かプラントをつくるうとき、そのプラントは一般には必ずとひいってひいほど水を使うのひですが、ではその水はひい

どこから取ってくるのか。

例えば近くに川があって、川から取ってきます。川から取ってきたときに、その川の流量は十分なのか。また1年を通じて水位が枯れてしまったりしないのか。その川の生物はどうなっているのか。あるいは下流で生活している人はどうなのかとか、いろいろな影響があるわけです。原材料の調達ということ自体もちろん重要ですが、こちらを書いて、なぜそちらを書かないのかというところが、どうも合理的な理由を見出しがたいのかなと認識しています。

もう一つカテゴリー分類に関しての話ですが、そのプロジェクトと一体として管理されている場合は、明らかにそのところはあるのですが、原材料の調達というのは、先ほど申しましたように非常に多様な場合がある。先ほど申しましたように、1社から買う場合ではなくて、複数社から、それも不特定のところから、実は毎年変わったりするという場合があるのではないかと考えています。

それを我々を含めて審査をするということになると、我々はいくつ体があっても足りないという状況になってしまっていて、実際には我々のお客様というか、プロジェクト実施者というか保険の申請者の方ですか、そういった方たちが責任を持てる範囲というか、それは合理的な判断の中で決めていくのだと思いますが、そういった範囲の中で考えられていくのかなと考えています。そういった面を考慮しながらカテゴリー分類もなされていると考えております。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

端的にお尋ねしますけれども、今政府でもグリーン調達をやることになっているのですが、JBICはグリーン調達に反対なのでしょうか。NEXIの方にお尋ねします。

【日本貿易保険 佐藤】

JBICさんのことをNEXIがお答えすればよろしいのでしょうか。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

NEXIの方がおっしゃたわけですね。そうではないですか。二つの条項について異議をお唱えになったのですが、私は名前を覚えていないのですが。ですからJBIC/NEXI側としてグリーン調達に反対なのかどうかだけ言っただけで結構です。

【日本貿易保険 稲川】

貴重なご意見をありがとうございます。グリーン調達につきましては、各社その制度の趣旨を十分踏まえて対応させていただいております。ここの中で私どもはご提案の趣旨に対してコメントをさせていただいて、グリーン調達に関しては一切反対という趣旨のことは申し上げておりませんので、その点ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

これはグリーン調達のことを言っているのではないのですか。表現は違うかもしれないですけれども、例えば材木を買うときに、認証を得た材料を買うとか、セメントにしても、認証を得られたセメントを使うとか、政府ではそういうふうに行っていると思うのですが、そういうこととは関係ないのですが、グリーン調達とは違う範疇だとお考えですか。

【日本貿易保険 稲川】

私どもは今のところご提案者の方のご趣旨の中からそのような点は読み取っておりませんが、ご提案者のほうでは、グリーン調達に関して JBIC/NEXI のスタンスをお問い合わせになられているということでしたら、別にお答えしますが。

【司会】

ではお願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

確かにグリーン調達に関係ある事項だと思っているのですが、JBIC/NEXI さん自体が買うというよりも、融資、付保先の一種のグリーン調達の政策を問うているのかなというふうには理解しています。だから間接的な意味でのグリーン調達なのかなとは思っていません。

【日本貿易保険 稲川】

満田さん、ご説明ありがとうございます。私どもの理解が足りなくて、満田さんのご説明からグリーン調達の私どものスタンスを問われていたと理解していなくて、風間さん

にも申し訳ございませんでした。そのように問われれば、私どもは日本国の制定している、日本国政府の推進しているグリーン調達制度については、個々の独立行政法人また国際協力銀行の立場から、これを守るように努めております。

他方で、グリーン調達制度は日本国の制度ですので、その他の事業者さんが海外で行われている、あるいは日本国の法人でない事業者さんが行っているものはグリーン調達とは無関係ということで、ここでまず私どものスタンスをご説明しましたので、以後、田辺さんからもご質問があったようですので、グリーン調達とは違う観点のところのご意見をうかがってさらに議論を進めて、必要があればまたコメントをしたいと思います。どうもありがとうございます。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

先ほどご説明があった例は水の利用ということだったと思うのですが、それは現行のガイドラインではおそらく直接的な影響の中に入っていると思われるので、例として適切だったかなというところは若干疑問が生じたので、もし私の認識と違うようであれば、またご説明いただきたいと思います。

2点目は、特に原材料調達に関してだけなぜここに間接的影響として入れなくてはいけないのかというポイントだったかと思いますが、仮に間接的影響、二次的影響というところで例示なり類型が欲しいということなのか、もしくはこれはそういった例示や類型を示すことは適切ではないとお考えなのか、そのへんをご説明いただければと思います。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

最初のご質問、水の例ですが、あまり細かい議論ということではないのですが、水を利用すること自体も直接的な影響なのですが、例えばその川の影響で下流の影響がどうなるかということはたぶん二次的な影響なのかなと考えていますので、そういった意味で例として出させていただいております。

例示が必要か否かというところですが、私どもの今のガイドライン、合理的な範囲で、原料調達だけに限らず、いろいろなところを含んで、いろいろなプロジェクトを扱ってい

る関係で、包括的な書き方というほうが現時点では好ましいのかなと考えております。決して例示することが悪いとかいうことではないのですが、現時点で包括的な表現がなされているので、これが十分機能するのではないかと考えているというところです。

【FoE Japan 中澤さん】

初めて参加させていただきました。私は森林を担当してまして、この部分だけ参加させていただいております。原材料調達に関してですが、確かにいろいろな会社によって調達する物品とか原料が非常に多岐にわたる場合には、どれを配慮してどれを配慮しないかは非常に難しいと思います。例えば紙パルプ産業とか、今後事業が増えてくるかもしれないバイオ燃料とか、あるいは森林林産物とか、そういう部分にかかわるもの、特に大規模な、大面積な土地を必要とするような原材料生産の部分の原料を主に使用する産業に関してはやはり特段の配慮が必要だと思えます。

森林問題に関しては過去もう二十数年議論されてきてまして、最近 10 年ぐらいの話では違法伐採対策が非常に重要視されている。そういう中で G8 とかいろいろな場でも、特に政府調達とか民間調達の部分で合法的な原材料調達、特に林産物に関して、それから持続可能な原料に関する調達を促すような宣言はもう何回も繰り返されてきていますので、そういった観点からも、JBIC さんも民間に対してそういったことを促していくというのは非常に有意義なことだと考えております。

そういったことをガイドラインに書くのが好ましいのかどうかというところは、私自身はよくわからない部分もあるのですが、例えば産業別に、セクター別ですか、チェックリストがあると認識しているのですが、そういった中に例えば融資先の企業の調達基準とか、調達方針とか、社内のそういった配慮がどれくらいされているのか、ISO の環境管理の中でどういうふうに位置づけられているのかとか、そういった部分をチェックリストの中でチェックしていくということもできるのではないかと考えます。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

原材料ということで、今なんとなく少しわかってきたところがあるのですが、限定したほうがよいのではないかとということですが、これを最初読んだら、我々は特にプラント建設などにかかわってきた者なのですけれども、原材料といたら、小さなボルト・ナットから、パイプから、大きなものとかいろいろあるわけです。そんなものいちいち審査する

のかと最初思っていたのですが、そういうことではないのなら、こういう文章はまず必要ないと思います。すごく誤解されると思います。そんなこといちいち NGO さんの言ったとおりにやらなければいけないのか。もう輸出しないほうがいいということになります。今までずっと聞いていても、端的に言えば、輸出はもうやめてくださいと言わんばかりのことです。ちょっときつい言葉ですが、あまり論争になるような言葉は避けてほしいなというのが感想です。

【司会】

ではお隣の方、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

私も最初この件を見たときに、非常にチャレンジングな内容になりそうだなという印象を持ちました。ただ、お話をうかがっていると、どちらかと言うと森林とかそういう自然関係のほうを中心なのかなというふうにだんだんわかってきたのですが、森林とか木材とかバイオマスとかそういうものであれば、通常のプロジェクトの範囲内に入ってくると思いますし、そうであれば EIA を作るときにおそらく対象として入ってきているのではないかと思います。その範囲内で現在対応されていると思いますし、おそらく今後もそれで問題ないのではないかという気はします。

原材料というふうに書いてしまいますと、今隣の方がおっしゃったように、非常に広範囲なところまでイメージが広がってしまって、この先何が起こり得るのだろうかということまでちょっと心配になるような言葉に私どもは感じるのです。例えば他の ECA などでもこういうことがあって、そういうものについてはだいたいこのくらいの事例があると想像がつくのですが、もしそういうのをご存じの方がいらっしゃいましたら教えていただければありがたいと思います。私どもの印象では、この範囲内であれば現状の EIA で対応できるのではないかと思うこと、それから原材料という言葉を入れると、無限大の広がりを持って問題が起こってきそうな印象を私は持ちました。

【司会】

ありがとうございます。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

原材料という言葉の使い方があまり適切ではなかったかもしれませんが、他に言い方がわからず、こういう提案をさせていただいております。趣旨としては、先ほど申し上げたとおり、自然資源の破壊、地元の紛争が生じるようなケースを想定しております。

今、そんなことではビジネスができないというようなご意見もありましたが、おそらく事業のフィージビリティを考えたときに、原材料の調達をいかに持続可能にしていくのか。原材料の調達先の自然資源を破壊しないような政策は、一つの長期的なビジネスを見る視点にもなることがあるのではないかと認識しております。

それからお尋ねになりました他の ECA などの政策にはないのかという点ですが、これは後の論点で議論になると思いますが、例えば林業などの部門に特化した政策は民間銀行などでは有しているところがあります。それからサプライチェーンを通じた影響というような書き方で、私の記憶ですと IFC とか、ECGD か、いくつかの国際金融機関、あるいは ECA など類似の規定はあると認識しております。

【日本貿易保険 稲川】

産業界の皆様、あるいは満田さん、また林業にお詳しい皆様からもご意見をいただいて、非常に話が深まりつつある一方で拡散しつつある。満田さんは最初から通しでという話だったのですが、16 番のほうに特化するのだったら林業セクターの問題として取り扱えばいいと思います。林業セクターを規定している民間銀行、あるいは他の ECG の話があったのは森林認証を取るという話なので、ここの原材料調達の話とはつながりは別のところにあって、リンケージが薄いのかなというのが私どもの認識なので、原材料を基本的には私たちが合理的な範囲で見ているという点については異論はないわけです。

満田さんのご提案も、ここの中で結局セクターでハイライトをあてるべきだということであるなら、今の産業界の皆さんの意見を踏まえたり、あるいはここで、産業界の方からご意見がなかったのも、本当にいいですかと聞いてしまいますけれども、私たちが見ているのは、結局 EIA に書かれていたら、長田さんが言ったとおり大丈夫だという話なのですが、EIA に書いてない、端的に言えば事業者が違ふところまで、どこまで原材料の調達者の方あるいは私どもで言えば多様なかたちでかかわるお客様、出資者として、投資する立場、あるいは輸出入でかかわる場合だってあるわけです。

例えば木材合板の加工の機械だけ卸している人が、原材料の輸入者に何か働きかけるの

かという、なかなか難しい。理想的にはさまざまな企業が持続可能な社会に向かってアプローチをしていく。地球の中で資源が今すごく限られてきている。私なども砂糖が上がって困ったなと思うわけですが、そこまで全部環境ガイドラインの中でおさめられるかはすごく難しいと思います。マクロの視点は常に持たなければいけないけれども、プロジェクトに落とししたときにどうなのだろうなというところで、この中にセクターを限定して書いても難しいのかな。

残念ながら紙パルプ、バイオ燃料、林業のセクターの案件を扱った実例が他のセクターとの比較において少ないので、一概にできるできないということも、JBIC/NEXI の立場からは、今言ったご提案の趣旨ができていくのかもなかなか難しいと思いますし、カテゴリの話にしてもわからないわけです。それが入っているかどうかは、事業者の知らないところで原材料調達を違う人がやっていたらわからないということで、ここはすごく難しいと思います。

むしろ 16、17 番以降の林業の話として、こうした部分の視点も入れていくということであれば、議論として詰まった話になっていくのかな。このところは、もうちょっと話をしてもらいたいかな。もし追加の部分がなければ、16 番、17 番のところに入って行って、その中でフィードバック的にできたらよろしいかなと思うのですが。勝手なことですけども。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

他にご意見がなければ、基本的にそれでよろしいかと思うのですが、一つだけ提案させていただきたいのですが。確かに難しいということはよくわかっているのですが、例えば FAQ なりチェックリストの中で、今チェックリストでも一部書き込まれているようですが、そういった視点からの項目を入れるというのも一つの手かなと考えております。

【司会】

今ご提案がありましたように、16 番、17 番の議論の中でこの部分も含めていくということですが、そういうやり方で皆様よろしいでしょうか。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

これはなってみないとわからないのですが、例えば木とか材木に限らないで、例えば石を使うときに、石の採り方によっては、例えば閃亜鉛鉱が入っているところを掘ってしまって、そのためにカドミウムが流れ出るということもありますから、ウッドとか森とかに限定しないほうが、広い意味のグリーン調達として考えたほうがいいと思います。グリーン調達というのは日本国内だけの問題ではありませんので、森林認証にしても、日本だけでやっているわけではないですから、それをやるのが決して長期的にマイナスになるとは私は考えないです。それだけです。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

非常に大切なところをご指摘いただいてありがとうございました。そのためにも私どものガイドラインとしてはあえてセクターを限定せずに、派生的・二次的な影響、累積的影響も含むというふうに書いていまして、まさに風間さんのお考えのところが反映されているのかなということです。さらにその中で林業についても議論をしていく。あるいはご指摘のあった石のところも、採石産業とかそういった点で論点が上がってくれば、こういうところも今後議論していく場合もありますので、その際もまた貴重なご意見をいただければと思います。ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

よろしいですか。それでは16番のほうに移らせていただければと思います。ではNEXIからお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

16番に入らせていただきたいと思います。資料のほうで言いますと20ページ、16番です。ご提案内容は林産業部門における森林認証の取得を奨励・要求する規定をガイドラインに盛り込むということです。まず私どもの森林認証に関する理解ですが、違法伐採へ

の注目が高まっているという観点から重要性を認識しているというのは事実です。一方、当初満田さんからご提案のあった中で、認証の取得は今およそ約2割という点がありました。

これを見ると、大多数がまだ認証が取得されていないという状況なのかなと思っています。この状況をどういうふうに見るのかというところがあるのですけれども、私どもとしてあえて考えているというか予想しているのは、こういった状況の中では当該国法令とか、あるいは企業の自主的な取り組みがあって、そういったものが機能してうまくやっている部分もかなりあるのではないかなという点があります。

もう一つこの点についてですが、森林認証ということ自体、世銀のセーフガードポリシーやIFCにも記載があるということは認識しております。私どものガイドライン全体の改訂の中で、この国際基準をどうやって扱っていくかという論点がありましたけれども、私どもは今回の改訂を機会に前向きに取り組んでいくという考え方で臨んでいくということになっています。そうしますとこのご提案の趣旨は、IFCや世銀等に含まれていると考えられますので、趣旨としては、世銀、IFCの取り組みの中で対応できるのかなと考えているところです。

以上が我々のこの論点についての認識ですが、検討を判断していく上のポイントとして二つばかり述べさせていただきたいと思っています。国際的な基準ということではなくて、民間の認証などがいろいろあるのですが、森林認証ということを取り上げて我々のガイドラインの中に入れていく必要性とか実効性は何かということになります。先ほど申し上げました、我々自身世銀、IFCへの取り組みを進めていく中でカバーされるのかなと思っています。それをやった上でさらに書いていくということに関して、どうなのかなということコメントいただければと思います。

もう1点ですが、これは調べられなかったというか、素直にご教授いただきたいところです。本日、森林認証のプロの方たちがいらっしゃっているので、もしかしたら的確にご回答いただけるかと思えます。森林認証の普及についてですが、地域的に偏在しているかどうか。どういうことかと申しますと、森林資源がある地域ではあるけれども、ただ森林認証が普及していない状況があるのかな。森林認証が定着していなくても、先ほど申しましたような当該国の法令とか、あるいは企業の自主的な取り組み等で機能している部分が少なからずあるのではないかなということかなと思っています。

先ほどの議論で認証取得率が2割というお話がありましたが、大多数がまだということ

で、それはいったいどういうふうに管理がなされているのか。まさかそれが全部違法伐採というわけではないと思ってはいるのですが、そのへんのところをご教授いただければと思います。

【司会】

満田さん、お願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

1点目は森林認証のみを取り上げるのはなぜかというご質問だと思うのですが、この論点表の での私どものコメントにも書かせていただいたとおり、確かに世の中にはいろいろな認証制度があるということは認識しています。これを取り上げさせていただいたのは、それだけ森林の減少・劣化が深刻化していること、その背景に森林ガバナンスの問題が非常に大きいということがあると思います。

2番目として林業経営、林業施業が現地において非常に大きな問題を引き起こすことも多々あるという認識に基づいています。それから、かなり現実的な問題として、もちろん漁業認証なども今着実に促進されてきているところですが、森林認証がこの手の資源関係の管理の認証としては定着して、手法が確立している。機は熟しているということです。

最後に日本の立場です。日本は木材、紙原料のかなりの部分を輸入に頼ってしまっていて、有数の木材資源消費国であるということから提案させていただいております。世銀、IFC、それぞれにおいて森林認証の規定がありますし、民間銀行においても、いくつか森林認証に関する規定を持っているところがあると思いますが、日本の公的機関として取り組む意義は非常に大きいのではないかと考えています。もちろん2番目の質問にありましたとおり、森林認証を融資、付保のリクワイアメントにするというのは現実的ではないというのは理解しているのですが、それを奨励するようなことはあり得るのではないかと考えております。

2番目のお尋ねですが、認証が定着していない地域的な偏在があるかどうかということですか。地域的な偏在というのは後で中澤さんに補足していただきたいのですが、たぶんあると思われます。ただ一方で、私どもがここで森林認証ということを書かせていただいたのは、ご質問の最後のほうで、森林認証を取っていなくても、それを補完するような自主的な取り組みとか制度的なものがあればよいのではないかと。この論点表で言う のポイ

ントをおっしゃっているのかなと思ったのですが。

つまり認証を取っていないからといって即違法伐採とか不適切な伐採ということではないのではないかなということなのかなと理解したのですが、森林認証の利点は、ある一定の基準に基づいて第三者機関によって森林の経営の少なくとも合法性、場合によっては持続可能性まで踏み込んで確認ができる。つまり買う人自ら現場に乗り込んでいって森林の現場を見なくても、信頼できる認証がされていれば、自動的にそれが確認できるというのが利点かと思っています。おっしゃるとおりこれをマストとするのはいかにも難しいかとは思いますが、奨励するような措置は大いにあり得るのではないかと考えています。

【司会】

お願いします。

【FoE Japan 中澤さん】

地域的偏在ということに関して、あるいは森林認証がまだ普及に限りがあるということではまさにおっしゃるとおりで、地域的に言えば温帯林あるいは北方林にかなり限定して認証が普及しているという現状があります。この課題は、認証制度ができてからもうかれこれ十数年たつわけですが、主に森林減少の問題が深刻になっている国は熱帯諸国だというのは皆さんご案内のとおりだと思いますが、そういったところでは森林認証制度が普及しないのかということ考えたときに、その資源を調達する側、利用する側の森林認証に対する要求がなかったから。これはいつもニワトリとタマゴの話になるのですが、そういったところで熱帯諸国での認証が遅れているという現状もあります。

これは先ほどの原材料調達のときにも話しましたが、森林減少の問題は今、気候変動の文脈でも非常に重要な問題になってきていまして、JBIC さんでも FCPF などの取り組みをされているところと認識していますが、そういったことから違法伐採対策という観点からも、我が国も林野庁でガイドラインを作ってグリーン調達などをやっていますけれども、その中ですでに認証制度も一つの手段である。それ以外に独自でチェックをしていくというのもある。

先ほどありましたけれども、確かに認証がなければ全部違法というわけではないのですが、では何も確認されていないものはすべてオーケーかということ、そうでもないわけですし、その中にたくさん違法なものもあるし、森林破壊を引き起こしているものもあります

し、現地で住民移転を引き起こしているものもあります。そういった部分に関して、やはり何らかチェックを一步ずつ引き上げていくということは非常に重要で、それを促していくということでも認証を促すということも手段の一つだし、あるいは JBIC さんのチェックリストなどの中で独自に持続可能な森林管理とか原材料調達ということはこういうものだというところをある程度具体的に書いていくというのも一つの手段だと思います。そういったことを検討していただければ幸いです。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

ご説明ありがとうございました。提案のご趣旨と実際の実態をわかりやすくご説明いただいたかと思います。私どもも時間の関係等もあっていろいろわからないところもあって、いろいろお聞きした次第です。

森林の問題というのは非常に重要だということ、たぶん認識として違わないと思っているのですが、冒頭に申し上げましたように、例えば森林のセクターで我々が何かを受ける場合は、通常我々のカテゴリー分類の中でも、こういったセクターは確かカテゴリー A になるはずだったと思います。こういったところでやっていくときに我々は何を見ていくかということ、たぶん世銀などを見ていくということになります。そういった中で世銀、IFC の規定があるというところで、我々自身、それに沿ってやっていくということになるので、先ほどおっしゃいましたように、まだ森林の認証自体がまだ十分普及していないという実態はあって、ガイドライン自体にそれを書き込んで守らせるという立場にしてしまうのはちょっとどうかなというところで若干抵抗があるところです。

それから、飛び飛びで、ちょっと虫食いの意見になってしまうかもしれませんが、先ほど満田さんがおっしゃっていた利点、調達する側に関して、それを取っていれば安心だということところは当然あると思います。ただ、必ずしもそればかりではないかなというところがありまして、一般的に言うと、そういった認証を取っているものは高い材料になるのかなと思っていて、場合によっては、例えば事業者さんにとっては、ある国に行って、法令で管理されているもので、認証がなくても、自分たちで確かめに行って、いいということが確認できて、それを調達するほうが安いということもあるのかなと思っていて、

そういった意味でも一律規定してしまうのはなかなか難しいものがあるのかなと考えているところです。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【FoE Japan 中澤さん】

私が JBIC さんのホームページで拝見した限りにおいては、例えばロシア沿海地方での合板事業とか、ベトナムとかオーストラリアの植林事業とか、ポツポツとあるのですが、そういったものは必ずしもカテゴリー A にはなっていない。多くの場合、金額の規模が小さいとかいう理由でカテゴリー C になっていると認識しているのですが、そういう部分に関して、金額がどうしても小さくなってしまいうので森林関連の原材料を調達するような産業はどうもマイナーな扱いになってしまうのかなと思います。そこらへんのところを確認させていただきたいのですが。

【国際協力銀行 松田】

今の点ですが、我々としてはカテゴリー分類をするときにはスクリーニングフォームを借入人から提出を受けて、それに基づいてチェックをしていますので、プロジェクトそのものについて、今言いましたように我々の融資の金額などの要素もスクリーニングフォームの中にありますので、そういうところでチェックをして確認をしていきますので、その段階でカテゴリー C に分類されるということは当然手続きの流れとしてはあります。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

質問ですけれども、簡単に言って、JBICとしては森林認証に対しては否定的であるというふうに解釈してよろしいですか。今サミットなどで起きる炭酸ガスの問題は、最終的にはCO₂を吸収するとか森林の問題と同じ問題です。JBICとしては森林認証については否定的であるというふうに解釈してよろしいですか。

【司会】

お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

JBIC さんに対するご質問ですが、一応 JBIC/NEXI としてお答えします。今のご質問の答えは最後に申し上げますが、森林認証の話のところでも満田さんからご説明を受けて、ページ 20 の検討ポイントの で、佐藤さんも、聞くまでもなくちゃんと書いてあったわけですが、非常に適切なご説明だと思います。

ただ、2点だけちょっと違和感があったなというのが、この論点全般の話のところでも、先ほどと同じになってしまって申し訳ないのですが、林業、森林の重要性というところはあるけれども、それと森林認証が機能しているという話が合わせて1本みたいな感じになっていて、森林認証というところで言うとなんかどうなのだろう。認証の効果の話も書いてあるのですが、知っているのは JIS ぐらいですが、それは冗談として、日本にも森林認証制度はあって、FoE Japan の幹部の方が会長でしたか、参画されていますね。そのようにいろいろ森林認証制度があって、国際認証と違ってこれはこうこうこうですという効能が書いてありました。

お互いの森林認証の中でも、こっちのほうがいいですよ、あっちのほうがいいですよというのがあったり、他のいろいろな認証はいろいろな分野であります。そこはそれぞれみんな効能があって、どっちがいいと JIS と ISO だっただけでずっと言っていて、昔のベータビデオみたいになっているのだけれども、ことさように国際認証がいろいろある中でどれか1個、どれか1個というのは森林認証というところだけポンと抜き出している理由ではないのだと思います。

そういう点で言うと、私どもは森林認証単体を、認証制度としては立派なものだと思っていますが、私どものガイドラインとしてこれのみを書き出すことについては懐疑的なスタンスです。ただ、満田さんが言っていたところで、ハイライトしていただいてよかったのではないかなというのは、これは国際基準ですよ。国際基準の中で取得・推奨がうたわれている。そういう文脈と、森林の話はまだ続くのですけれども、そこの中を組み合わせの中で位置づけ……。先ほどからずっと答えを引き延ばしているようで申し訳ないのですが、そのあたりで私たちもちょっと考えてみるころはあるのかな。

森林の問題、あるいは地球温暖化の問題という、今最も私たちに身近な環境の問題とガイドラインの関係はなかなか難しいとは思いますが、そういうところは全く見過ごしてはいけないと思う。この論点に対して今私たちは説明はできていて、あまり改訂ニーズには至っていないとは言いつつも、隔靴搔痒というか、どうしたらうまく結びつくのだろう

というところが、お互いに話していて着地点が見つからないのだけれども、ネガティブということではなくて、探しているのです。

そういう中では、国際基準としての森林認証の取得・推奨という言い方であるならば、そこはひとつ国際基準の明確化という中で考えていくことが、もうちょっと引き取って考えていくことができるのかなというかたちです。ですから国際認証全般に対して私たちが懐疑的であるというスタンスは変わらないし、森林認証の機能そのものも、他に森林認証でないかたちでもう確認しているという事実はあるわけです。違法伐採にならないように個体の企業、あるいはその国の法制の中で取り組んでいる国はあると思います。その中で森林認証を取れば大丈夫というのがある一方で、森林認証を取っていなくてもできる方法はあるのではないかと。その中でガイドラインに書いてしまうと、森林認証を取っていないところを拾えなくなってしまう。そこをどうしたらいいのかというのは宿題的に考えさせていただければということによろしいでしょうか。

【AM ネット 川上さん】

今のお話で、ガイドラインに森林認証の文言を入れるか入れないかみたいな議論が一つあったと思います。もちろんそういった可能性も探っていただければと思いますが、一つはチェックリストという機能がありますので、そこらへんで、林業のところをとりあえず見たのですが、違法伐採問題がこれほど大きく取り上げられる前にできたのかどうかかわからないのですが、違法伐採についてのメンションがないので、今の言い方としては認証制度が一つの手法なので、もちろん別のかたちで、要するに国がきちっとやって、何らかのかたちで補償するという意味で、そういう違法性を合法的なものにするとか、違法対策をするとか、何らかの方法でやるとか、そういうものを書き込むとか、そういうのを入れたらどうか。

もう一つは、林業の範囲がどこまで入るのかわからないのですが、林業というと普通切るところが林業というイメージですが、先ほどちょっと例で出た合板の加工工場みたいなものは林業に入るのでしょうか。加工業というのが別になかったのも、もしかするとここに入るのではないかと思うのですが、もし入るとすると、林業のチェックリストでは、先ほどの原材料調達のところともリンクしてくるのですが、サイトの話は原生林を切つてはだめとかいろいろ書いてあるのですけれども、原材料のところのメンションがなくて、伐採してはだめとは書いてあるのですが、加工企業からすると、うちが切っているわけでは

ないという議論で逃げられるというか、要するにあまりチェックリストにひっかかってこないのも入ってきてしまう。先ほどの原生林もあるし、林業の話全体のところをバーンと書くのはしんどいというのは確かにそうかなということもあるので、セクター別のチェックリストみたいところでフォローしていくところに原材料の話も入りますよとクリアに書いてみるとか、そういうところで押さえ込んでいくというのはいかがかな。

一つはパルプ工場も直接的に森林の話が来るのですが、その原材料調達については、熱帯林だけは破壊しないでねと書いてあって、熱帯林だけではなくて次にもかかわってくるのですが、保護価値の高い森林全体を守ってほしいと私たちは思っているのです、その書きぶりはもう少し検討していただければと思います。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

貴重なご意見ありがとうございます。稲川さんがおっしゃったことのある意味繰り返しになると思います。私どももまだ森林認証制度がどういうものかと。いろいろな定義があるということも事実だと思います。ただ、認証制度そのものは当然否定などできる話ではないし、むしろ国も含めて推奨されていくべきものである。JBIC も、NEXI さんも、その方向性には何ら異存があるわけではない。認証制度はたぶんいい制度ということになるのでしょうから、それを私どもが関係するプロジェクトにおいても推奨する。満田さんが繰り返しおっしゃっているように推奨していくということは重要なことだろうと思っています。認証を取っていくということです。

それをガイドラインの中でどう規定するのか、できるのか。ガイドラインの中ではなくて、チェックリストの中だったらそれが生かされるのかどうか。そこらへんのことも含めて、推奨するということについては、私どもは特に異を唱えているわけではありませんが、満田さんも規制的な運用だと難しいということはおっしゃっているわけであって、推奨ということについては誰も今異論がない。それをガイドラインの中に書くのか、チェックリストなのか、はたまた別の枠組みでやるのかということについて、私どもも勉強しながら真剣に考えていきたい。推奨というか奨励ですね。ごめんなさい。そういうことだと思っていますので、今いただいた意見も踏まえながら考えていきたいと思っています。

ちなみに、ここでは個別案件についての話はしたくないというかするべきではないと申し上げていますが、かねてから出ている合板の話ですが、これはコメントとか質問をこれからいただくという趣旨ではありませんが、これは加工業になるので林業ではありませんが、この案件についてあえてちゃんと申し上げれば、当然調達のところは私どもはきちっと見ております。これは規模としてはそんなに大きくない。工場の増設の案件ということで既存のものの増設の案件ということになるわけですけれども、調達のところについては、いみじくも認証を取っているところの調達になっています。ここだけ誤解のないように。金額の規模が小さいとかいうことだけでカテゴリーCとしているわけではないということです。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

そのお答えは大変立派で、原則どおりだと思うのですが、稲川さんのお話とは温度差を感じるのですが、これは私の感性の問題なのでしょうか。稲川さんにお尋ねします。

【日本貿易保険 稲川】

誰と誰との温度差ですか。私はわりと体温は低いのですが、私と誰の温度差ですか。風間さんですか。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

認証制度をどういうふうに認めるかということについて稲川さんは否定的で、できればやめたいというふうに私は取ったわけです。でも国全体の方針としてそうではないのだ。JBIC も国の一部だからそれを否定しないのだという先ほどの方のお話だったので、それだとちょっと話が違くと私は感じたので、それならそれで後におっしゃった方が正しいのであれば大変結構だと思ったわけです。ただ、それだと稲川さんがちょっと話が違ったような印象を私は受けたということです。認証制度をどう扱っていくかということについてのJBICの方針と稲川さんの個人の見解が違っているように思うということです。

【日本貿易保険 稲川】

貴重なご指摘をありがとうございます。いつもながら藤平さんとはケミストリーが合わなくて、言っていることが違うことがよくあるのですが、心は一つだし、体温も近いと思います。一応念のために言っておくと、国際認証を何でも推奨するとは藤平さんも言っていないくて、これは国際基準の中でも取得推奨を決めている。だから国際基準の適用を進めている JBIC/NEXI として、そういったかたちでガイドラインあるいはガイドラインの関連の部分で触れていくことに対しては必要と感じているということなので、私個人は、他の何でも国際認証だから取り入れるということに対して懐疑的であると申し上げた点は、藤平さんはその部分は触れなかったですが、見解は一緒ですので、念のために申し上げました。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。
よろしいですか。それでは NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

それでは 17 番に移らせていただきたいと思います。論点 17 番、同じくこの整理表の 20 ページになりますけれども、保護価値の高い森林の転換を行うべきではないというところで、保護価値の高い森林の転換を禁じる規定をガイドラインに盛り込むというご提案かと思えます。

まずこれに関しての JBIC/NEXI の認識ですが、保護価値の高い森林につきましては、一部で取り上げられているということは認識していますが、保護価値の高い森林の定義自体がまだ国際的に統一されたものがないのではないかと考えております。先ほどご説明もあったのですが、一部法的に整備されていないというご指摘もありましたが、基本的な考え方としては、森林保護というのは当該国の法令に基づいて保護区の指定などが行われて対応されているということがまず基本にあるのかなと考えております。また今日用意していただきましたペーパーの中にもありますが、IFC や世銀の中でも類似の規定があるということも認識しております。

重要なポイントというか観点かなと思うのですが、例えば世銀とか IFC の規定で、今日ご用意いただきました例えば参考資料 2 のいちばん上の IFC のパフォーマンス・スタンダ

ードというところがありますが、例えば重要な生息環境では、顧客は以下の要求事項を満たさない限りいかなる事業活動も実行しないと書いてあります。たぶんこういう解釈をするのが普通かと思うのですが、この地域に該当したら絶対だめだとしてあるわけではなくて、ある一定の条件が満たされないと、融資とか支援を実施しないというふうを読むのかなと思っております。

IFCのパフォーマンス・スタンダードだけではなくて、2番目の世界銀行のセーフガード政策 OP4.04 のところの自然生息地というところでも、同じペーパーの真ん中へんから下のところですが、世銀は重要な自然生息地の著しい転換または劣化を伴うと判断される事業にはサポートをしないというところで、これに該当するからといって、一義的に即支援をしないということではないのかなというところがありまして、そういう観点からすると、今のご提案ですが、保護価値の高い森林、HCVFの転換を行うべきではないというところを書いてありますので、これはちょっと行きすぎなのかなというところもありまして、この点から十分な改訂ニーズを今の時点で我々は認識するに至っていないというところでは

この点を議論するためのポイントとしましては、ストレートなポイントになってしまうかもしれませんが、こういった規定を一律に規定してしまう必要性、実効性はどういうものかと考えております。こういった点につきましてコメント等いただければありがたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

まず誤解がないように申し上げておかななくてはならないのは、私どもがした提案は、保護価値の高い森林の転換を行うべきではないという提案です。これは今いくつかご紹介いただきました IFC、世界銀行、OPIC、私が参考資料2に書かせていただいた例を列挙させていただきますが、これらの機関の規定の中では最もゆるい提案です。例えば IFC のパフォーマンス・スタンダードで、重要な生息地は以下の要求事項を満たさない限りいかなる事業活動も実行しないこと。転換というのは最も激しい事業活動だと認識しています。つまり通常の転換ではない、ちょっとした伐採みたいなものがあつたとして、いろいろ

るな野生種に対して影響を与えることも多々あるわけです。IFCのパフォーマンス・スタンダードではそれを禁じているわけです。

それから世界銀行の OP4.04 ですが、転換または劣化を伴うと判断される事業にはサポートされないと書かれています。OPIC についても同様です。転換または劣化を伴う事業。HSBC についても同様です。工業、金属セクター、エネルギーセクター、あるいは淡水インフラセクターにおいては著しい転換や劣化を生じる事業には、いかなるかたちでも融資や支援は行わない。森林地や林業関係においては、以下の場所における商業伐採については融資も支援も行わない等々が書かれているわけです。

つまり私のした提案は非常にゆるくて、実はこの提案をした後、森林関係の NGO で会合を持ったわけですが、皆さんから怒られまして、これはぬるすぎる。転換及び伐採と書くべきだと言われてしまって、しまった。今から直すのは気まずいので、皆さん提案してくださいと言った事情もあります。これが3番目ぐらいのコメントに対するお答えです。

最初におっしゃった定義についてですが、HCVF についての定義は私は確立されていると認識しています。これは参考資料1を見ていただきたいのですが、FSC の原則の No.9 において保護価値の高い森林ということが言われているわけです。ただ、認証の枠組みを超えて、FSC の原則の No.9 というのは単独でもいろいろな政策に使えるということで一人歩きをしまして、最近 high conservation value network という機関もできて、いろいろな国際金融機関だの NGO だのネットワークができて、どうやってこれを政策に使っていかうか、あるいは投資や融資に組み込んでいくかということについては手法、ツールキットなどが出されていると認識しております。

検討ポイント に関連しまして、それからお尋ねの2番目ぐらいに、IFC の重要な生息地というもので規定されているというご指摘がありましたが、参考資料2に書かせていただいたとおり、私としてはIFCの言う重要な生息地と保護価値の高い森林というのは同じ考え方だと思っております。評価基準は非常に似てまして、おそらく保護価値の高い森林の議論から重要な生息地という定義も学んでいるのではないかと考えているところなので、私たちとしては重要な生息地という規定でもやぶさかではないと考えています。ただ、保護価値の高い森林のほうが森林というものに特化していることから、定義がより狭く、かつ手法も認証の経験などを通じて確立していると認識しております。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

ご説明ありがとうございました。説明を聞きまして、一つ安心したというか、提案の内容が保護価値の高い森林の転換を行うべきではないというところで、これに該当したら即座にということなのかなと思っていたのですが、IFCのパフォーマンス・スタンダードとか世銀のOPに、こう読んでたぶんよろしいのかと思っているのですが、著しい転換うんぬんということが書いてありまして、原文もおそらくそうだったと思いますが、ここに該当して何かをやろうとすると、たぶん何かしらの転換は起こってしまうというところがあって、これはもうそこに該当するだけでだめなのだなという解釈でいたものですから、そこはたぶんIFCとか世銀の考え方に沿ったものというふうに理解してよろしいのかなと私は受け取りました。

そういったところで実際私たちの実務上、この件に対してどういうふうに対応しているかということをお話しますと、IFCのパフォーマンス・スタンダードとか世銀のセーフガードポリシーに書いてあります重要な生息地というものに関しましては、ガイドラインの中いくつか項目があって、Aに該当するセクターの中で例示を申し上げたのですが、その中に私どものガイドラインで、重要な生息地というところで、これに該当するとカテゴリーAになるということが書いてあります。

したがって例えば重要な生息地に該当する、あるいはそれに影響があるという場合は、我々はこれをカテゴリーAとして審査をしていくということになりまして、その際に我々は何をしているかというと、基本的にはまず現地国の基準を見て、それから記載してありますようなIFCのパフォーマンス・スタンダードとか世銀のセーフガードポリシーを見て確認をしていくということになるわけです。そうしますと、こういった行為の中でのご提案の趣旨は反映されているのかなと考えています。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【AM ネット 川上さん】

今の流れはそういうことなのだということですが、個別の案件になってしまっ
て申し訳ないのですが、なぜこれを話すかという、個別の中身を知りたいというのでは
なくて、こういう例もあるよということですが、ただ問題なのは、カテゴリー分けのとき
に、私が今議論しようとしているのはタスマニアの植林事業で、これは額が小さいのと、
影響が少ないという判断でCですというふうにウェブに出ている案件です。

タスマニアには絶滅危惧種がいっぱいまして、やり方によっては、植林事業が農地で
あれば問題はない可能性はある。もともと農地のところに植林するわけですから、そこに
絶滅危惧種が住んでいる可能性がなくはないけれども、可能性は低い。ただ天然林はたく
さんあって、そこに植林する場合は非常に重要な生息地になってしまう。ただ、カテゴ
リー分けでCと出てきたときに、チェックリストなり何なりが情報公開されていないとい
話を聞いているので、そこがわからないと、何をどう判断して影響が少ないのですかとい
うのが出てきても、ちょっとわかりません。

今 JBIC さん側で、こういういろいろなチェックをしましたよ。そういうのを中でやっ
たのですよと言われて、そうですかと納得できる場合とできないというか、判断材料がな
いとなんとも言いようがない。そうなんだと言われたら、そうですかと言うしかないので、
検証可能性と言いますか、そういうものが情報が出てこないと、もちろん商業上の秘密な
どはあるとは思いますが、もちろん具体的に問題点があれば公開しないという判断もあ
るとは思いますが、全然細かい情報がなくてポンとCと言われて、影響ありませんとか
言われると、本当かなとちょっと思ってしまうので、そういった流れをチェックできるよ
うな、可能性のために情報公開ができる範囲はあると思いますが、何らかのそういうもの
はできないでしょうか。ちょっと話がずれてきましたか。いかがでしょう。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

ご指摘いただきましてありがとうございます。ある意味ずれています。そのご趣旨につ
いては情報公開のところで話をして、終わっていると言うつもりはありませんけれども、
私どものほうから具体的な案をいずれお示しするということを申し上げているところです。

今実際にご指摘いただいた各論についてまできちっというところまでガイドラインのレベルで行くかどうかわかりませんが、ガイドラインに規定されている内容をもう少し公開度を深めるという意味での改訂も視野に入れてご提案するというにしていますので、今この議題に関してそのご指摘、あるいはその議論をするのは、正直申し上げて適当ではない。ご指摘がおかしいと言っているのではなくて、ここでは適当ではないということです。別にそういう意味ではありませんので、情報公開のところでもやらせていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。他の方からご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【FoE Japan 中澤さん】

17番は保護価値の高い森林の転換ということですが、私自身は、保護価値の高いというところよりも、むしろ転換というところにすごく問題意識を持っていて、いろいろな意味において転換というのは最大の環境社会破壊であるということで、グローバルな規模で言えば、IPCCとかスタン・レビューなどで見ても、土地利用転換のところは最大の炭素の排出ということになっていますし、そういうことから残された貴重な森林は転換するべきではないとレポートなどを見ていて私は解釈するわけです。

またJBICさんのチェックリストを見て、重要な生息地を含まないと確かに書いてあるのですが、それは生物にとって重要な生息地というところにどうも限定しているのではないかと思うのですが、それはもちろん社会的な配慮というところにもチェックリストの中にあるから、それでカバーされるのかもしれないけれども、保護価値の高い森林というところで言うと、満田さんから配られたHCVFの5、地域コミュニティの基本的ニーズを満たすために欠かせない森林が、いわゆる里山林みたいなかたちで多々いろいろな事業で当該国から荒廃地として土地が区分されてしまう。それによってそこが植林地に転換されてしまうというような事例が多々ありますので、では保護価値の高い森林を動植物にとって重要な生息地に限定してしまうのは非常に問題意識を感じてしまいます。特にコミュニティにとって重要な里山林みたいなものですが、そういった部分に対して配慮をするということからも、転換を何らか規定するガイドラインを検討していただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご意見ありがとうございます。この後にも今日必ずやらなければいけない論点が残っていますので、時間で逃げるつもりではないのですが、この点はもう少し検討したい。ただ、今言っていたところで若干追加のコメントをお三方からもいただくとありがたいなと思ったのは、結局 HCVF を取るのか、IFC あるいは世銀の基準を取っていくのかというところで、現在私どものスタンスとして、IFC の基準が先に来てしまっているのだけれども、基本的に私どもは世銀の OP で、プロジェクト・ファイナンスの案件について IFC のパフォーマンス・スタンダードという使い分けになっていくので、ここの規定に則して動いていったときに、HCVF というかたちでないと漏れてしまうところは何なのか。問題点は何なのかというところを整理していただけると。この名前を出すかどうかは先ほどの国際基準のところと重なってきてしまって……。ここでは違うのですよね。

森林の重要性みたいなのところというのは、お気持ちというか、そこはあるのだけれども、私たちとしてはこっちを取って、むしろワイドに取ることで対応できるのではないかと考えてしまっているのが、時間がない中で少し違う意見があったので、その部分はもう少し詳しく教えていただければ、追加で早くいただければ、今度改訂の方向性というかたちで出していきます。ここの 15 番から 17 番は、結局バラバラではなくて、一つの考え方でまとめて、どこかでポンと出す。あるいはチェックリストでどうやって見せていくのかという話ですので、お忙しい中ですがけれども、早めにいただいて、逆に皆さんの考えがないと、私たちだけではここの部分はわからないことが多いので、ぜひご助力をいただければと思います。宿題というつもりではなくて、お知恵を貸してくださいということでこの論点のところは閉じさせていただいてよろしいでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。では、この点につきましては引き続きやるということでご了解いただいたということにしまして、次の話題に行っていただくということでお願いします。

【日本貿易保険 稲川】

論点の 21、先住民族については項目が三つあるのですが、まず冒頭で、この後ご提案者様等のご説明があるかとは思いますが、私どもとしての本論点に関する現時点での認識、またご説明において言及いただきたい点をあらかじめ申し上げます。今から申し上げることについては、提言書、それからテキストの中での検討ポイント、さらにはコメント、また先住民族に関する諸情報、レイテストのものまで含めて私どもとして十分検討した上での結論ですので、この後申し上げます中では、もう時間も押していますから、今言った部分について重ねて言わなくても私どもは読んでいるので、私どもの聞いた質問にまず端的に答えていくということをお願いします。

結論として、すべての論点について十分な改訂ニーズを認識するには至りませんでした。その理由を今から 4 点申し上げます。まず総論として、先住民族に関する問題は、他の環境社会配慮に関する諸要件との比較において、また世間一般での通念として考えても、極めて政治性の強い内容と認識しております。学術的、定量的なものとは異なるということです。先住民族については、先住民族と言われる人たち、あるいは先住民と言ったほうが正しいですね。先住民と言われる人たちが存在する国、またそれぞれの先住民のそれまでの歴史的、文化的、あるいは当該国の政治体制等、多様にして複雑な問題について十分な理解に裏打ちされた中長期的なアプローチが必要であると考えます。

JBIC/NEXI は、日本国の政府系機関の一つとして、こうした事情を極力斟酌・配慮したかたちで、つまり私たちとは出自や立場の違う国連宣言、あるいは国際金融機関の取り組みということをもノトーンにパクッと食いつくようなアプローチではなくて、パイの ECA 機関として、あるいは私たちが行うことは、これは前に NGO の皆さんからもありましたが、日本国政府の考え方に即したものでなくてははいけませんから、こうしたところを踏まえたアプローチであるというのが総論としての認識です。

これに即して各論について申し上げます。論点 21-1、依拠すべき国際条約・宣言と基本原則については、先住民族に関する世界の多くの国の法制整備がいまだ途上にある点、あえて言うならば、国連宣言や ILO169 号条約を実現することの難しさが散在する点を考えるなら、JBIC/NEXI のガイドラインにこの二つの名前を明示的に、まして依拠すべきものとして掲載することはすべきではないと認識しています。また先住民族個々の権利は当該国の法制をもって認知されるということは、国連宣言、あるいはそれに賛同した日本国政府の立場を踏まえるものであり、他国の、つまり私ども以外の国の先住民族の権利を他

国、つまり日本国の1政府系機関が認知したり、容喙すべきではないと考えるところです。

次に論点 21-2、自由で事前の十分な情報を得た上での合意、以下 FPIC と申し上げますが、についても、世銀等国際機関においても、コンセント、合意という言葉ではなく、コンサルティング、協議と規定する現状において、努力目標ながら十分な情報に基づく先住民族の合意取得を掲げる JBIC/NEXI のガイドラインはなおも十分な先進性を国際機関との比較においても有するものであり、現時点でのこれ以上突出した対応は不要と考えます。また、FPIC そのものを認知の要件にすることについては、先ほど申し上げたとおり、私どもがすべきことではない。当該国政府が決めることであるという認識です。

最後に論点 21-3、先住民族への配慮に関する計画、IPP については細かくは三つの提案内容ですけれども、基本的には世銀の OP4.10 を踏まえた内容と認識します。国際基準の適用をさらに明確化することを今次ガイドライン改訂の一つの縦糸として私どもは考えておりますが、重ねてのガイドラインでの規定は本提言内容については不要と考える。

この点は、率直に言うならば、先ほど述べた先住民族に関する世界の多くの国の法制整備がまだ途上にあり、そしてその理由の少なからずが当該国の政治的問題とつながる点を考えれば、つまりこうしたことを一律に求めていくこと、これは世銀に書いてあるからということをお案したとしても、バイの ECA 機関がそれのみをもって強要することは内政干渉という問題を引き起こす恐れが極めて高いという点において、もちろん世銀の基準としての適用という点は努めてまいります、これをわざわざハイライトして掲げることは極めて慎重な認識を私どもは有しているということです。

以上が私どもの基本的な認識です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【市民外交センター 木村さん】

他の部分とは非常にトーンの違いのお答えですので、ちょっと驚いている反面、おそらくかなり準備されてきた上でのお答えだろうと思しますので、こちらも今の部分に沿っているとお話をさせていただきます。

その前に配布資料について1点確認させていただきます。世界銀行 OP4.10 Annex B の先住民族計画が資料として配布されていまして、前回以前から配布されていて、この位置

づけについてちょっと確認させていただきたいのです。というのはこれは単なる訳ということによろしいのでしょうか。前回これを読ませていただいて、訳とするとちょっと違うところがあるのではないかと思って、こちらから訳はこうではないですかというのを実は事前に提出させていただきました。

部分的に反映されているようですが、部分的には反映されていない部分もあります。例えばいちばん最後のIの最後の部分です。自由な事前の協議が織り込まれることが望ましいと書いてあるのですが、原文は should で、べきであるなので、訳とすると、これは間違いではないのかなと思う部分がありますので、これは訳なのかどうかということをまず確認させてください。訳であるとすれば、後でまたご提案をさせていただきます。

それから先住民族の件に関して、政治体制と非常にかかわるということ、中長期的なものが必要であること、また国連宣言に関しては、国内法に関しては整備中であるということ、すべて認識としてはごもっともかと思えます。ただ、まず現状のガイドラインに書かれていることを踏まえての提言ですので、そこに戻って話をさせていただきます。

宣言や条約の考え方に沿ってという部分はすでに現状のガイドラインにありまして、現行ガイドラインを定める際に、そもそも我々が提案したときに考えていたものは、国際的な宣言と言えば国連宣言、当時は草案でしたけれども、しかない。もしくは先住民族に関する国際的な条約というのはILO169号条約しかない。こう書いてあれば、これを参照していただけるだろう。これは当然だろうというのが我々の予測だったわけです。

ところがその後、私が何回かJBICの方とやり取りをさせていただいているあいだに、例えば定期協議のときに、参照している宣言や条約というのは何なのですかとお聞きしたところ、世銀のOP4.10ですというお答えが返ってきたりした。世銀のOP4.10を参照していただいて悪いわけではもちろんないのですが、それは国際的な宣言でもありませんし、条約でもありません。逆に、それならば国際的な宣言や条約という現行ガイドラインはいったいどういうつもりだったのか。これから下げるといっておつもりがあるのか。今回のガイドラインの改訂にあたって下げるといことはまずないだろうというのが私たちの基本的な認識だったわけですが、そこがまず確認したい点の一つです。

もう一つ、基本的にそういうかたちですので、我々としてはこれを参照していただくというのが基本的な考え方です。先住民族の権利といったときに、いろいろなものがありますけれども、それを全部説明するのは、ここのガイドラインで触れるのは不可能ですので、特に宣言に関しては参照してほしい。ですから実効性の議論についてはお互いかみ合っ

いないという感じがしています。

初めに宣言をガイドラインに入れるときに、まさかこんなに実効性の議論がバーッと出てくるとは私たちも思っていなくて、実効性に関しては専門家のヒューマンライツ・ナウの鈴木さんがいろいろと書いてくださっていますので、そちらを参照していただきたいのですが、参照していただきたいというのは、あくまでバックグラウンドとして参照していただきたいということで、書き方としても実際に考え方に沿ってという書き方ですので、現行ガイドラインも、これを全部守ってくれという書き方ではないです。そうであったときに、例えば宣言をガイドラインに記載することが本当にそんなに難しいのか。どれだけの問題を引き起こすことなのかということをもっと教えていただきたい。ILO169 号条約については、確かにちょっとスペシフィックな条約ということでもありますので、これはFAQ に落とすなどの対応があってもいいのかなと思います。

また宣言をここに記載することの重要性というのは、私が初めに提案したときに考えていたのは、先住民族に影響を及ぼすプロジェクトに関して、計画を作ることが前提であると思っていたのです。こういう項目がある以上、住民移転などと同じく、計画がないことのほうがおかしいのではないかと。それが計画がなくて、公開されていないということのほうがむしろおかしいのではないかと。そしてその諸権利に関して影響を受ける事項について、ではどういった権利があり得るのかということをも参照するためにも、やはり国連の権利宣言しか参照すべき文章はないだろうなということでもありますので、そういった意味で提案をさせていただいております。計画についてはまた後ほど戻ります。

次に2番目の部分です。合意が現行のJBIC ガイドラインに入っていますので、これはむしろ世銀、ADB よりも先進的なものであるというのはその通りだと思います。今回それより我々が提案させていただいたのは以下の2点です。

まず1点目は、現行では単なる事前に情報を得た上でのということになっています。いわゆるインフォームド・コンセントですけれども、これに「自由で」「事前の」という二つの言葉を付け加えるということです。これについて問題があるのかどうかということについては、今のご説明の中からは私がよくわからなかったのですが、問題があるとすれば何なのかということはお聞かせいただきたいと思います。

参考までに説明しますと、「自由で」「事前の」というこの二つがその後国連宣言の中でも93年の草案の段階からはアップデートされて、2006年の段階でFとPの部分は付け加わったのですが、その理由は、プロジェクトが始まって、それこそダムの水が来てから説

明するとか、あるいは自分たちの発言が自由にできないような状態で協議をされた結果、ほとんど強制的になるとか、そういったきちんとした合意を取っていない例が数多くあったからです。JBIC さんが現行のガイドラインをきちんとした合意を取っているということであれば、自由で事前なという言葉をつけ加えることに対してそんなに問題はないのではないのか。現状とすごく違うことを提案しているとは私は思っていないので、そのところをお聞かせいただきたいということです。

もう一つ違う点は得るよう努力するというものを、得なければならないというふうに私たちは提案させていただきました。ここを書き換えることによってどういった問題があるのかということをご説明いただきたいと思います。

最後に、計画の部分について、これは現行ガイドラインには書き込まない。政治性が高いから書き込みませんというのは、ご説明としてあまり納得のいくものではありませんでした。現行ガイドラインに、こうやって先住民族に関して合意を得なければいけない。政治的なことが書いてあるというのはおっしゃるとおりだと思います。ただし、それではどういうふうに行っているのかということを示さない限り、単なる絵に描いた餅ではないかという批判があっても仕方がないことではないか。

それからもう一つ、ずっとコモンアプローチを踏まえての世銀の OP4.10 を参照するということが前提であるのかな。前提である上でこういった OP4.10 に含まれていない部分、協議記録を添付するとか、言語についての部分も検討ポイントに出てきていましたので、それはもう前提であると私は検討ポイントから読み取っていたのです。この部分は、今回は計画を作らないというのは、他の部分との関連を踏まえてもちょっと納得のいかない部分です。

私は今回、事前にここだけは譲れないと思っていたポイントが二つありまして、一つは合意を協議に変えることはやめてほしいなと思っていた。それはないだろうなと先ほどの話からわかったのですが、もう一つは計画を作らない、あるいは作っても公開しないということです。これはちょっとないのではないかと考えていた点です。ここに関しては説得力のある説明をしていただかない限り納得はできないと考えております。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご説明ありがとうございます。ポイントがちょっと長いので、適宜切って、それぞれご意見があれば聞きながら最後のところまで行く。まず最初に、譲れないとお客様のほうから言われてしまうと、主催者として立つ瀬がないわけですが、それは認識が違います。認識が違うというのは、譲れないとか納得できないと言う権利は当然皆様にはあるのですが、合意から協議には落とさない。IPP を作らないとか公開しないとはひと言も言っていない。当然世銀の OP4.10 は守っていきますから、必要に応じて当該国の中で作っていただく。ただ、それをガイドラインに書かないと言っているだけです。作らないとも公開しないとも言っていない。それはやっていく。ガイドラインに書かないと言っているだけなので、なぜ書かないのかは後ほど申し上げます。

それでは1番に戻ります。訳についてはここで議論するつもりはない。これは抄訳というか、だいたいこういう趣旨のものでよということ、正訳でも何でもありません。一応私たちの側からご用意させていただいた資料ということでクレジットをいただいておりますが、訳について私どもはこれは正訳だとは思っていない。正訳でないというのは正しい訳ではないという意味ではなくて、ギャランティしないということです。ここでは訳比べをするわけでもありませんし、should は必ず何々すべきではないというような駿台予備校的な議論をするつもりもない。Should には多様な訳があるということをご理解いただきたい。という点でここは終わりです。ここはこれ以上は議論しない。

2番目、考え方に沿ってということですが、この点の JBIC さんのコメントのところは私の知るところではないので、後ほど必要があればコメントいただければと思うのですが、基本的にはここで書いてあるものが国際的な宣言や条約の考え方に沿ってだと。この点において世銀の OP4.10 という答え方がおかしいという感じ方は一つの感じ方であると思う。ただし、参照するものは何かと言われれば、世銀の OP4.10 と答えた JBIC さんの回答は正しいと私は思います。

考え方に沿ってということと、ガイドラインのレビューにおいて参照するということは全く意味が違うということです。この考え方に沿ってというのは、プロジェクト実施者に求められていることです。JBIC さんの2部の中の別紙1、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の最初をよく読むと、以下に示す考え方にに基づき、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則とする。環境社会配慮の実施者がプロジェクト実施主体だということはガイドラインの冒頭に書いてあるわけですから、こ

ここで考え方に沿ってこうしなさいと言われているのはプロジェクト実施主体であって、私たちがこの基準を参照するとは言っていない。

議論のときの主体は私は知りませんし、このガイドラインの制定のときの議論の趣旨は知りませんし、一人ひとりの内心までは知るには至りませんが、ここにこう書いてあって、JBIC/NEXI が参照基準として国連宣言なり……。そもそもそうは書いてないのですね。先住民族に関する国際的な宣言や条約を参照するとは書いてない。あるいはガイドラインの趣旨からそうは読めないで、そこの部分は正しくない。

ただ、ここに挙げている先住民族に関する国際的な宣言や条約が、現状において昨年採択された先住民族に関する国連宣言と ILO169 号条約以外のものが現在基本的には存在しないということは事実である。しかし名前は明記しないとなれば、私たちはこの二つの条約が世界の多くの国において、まず ILO169 号条約が世界で 200、おそらくこれに対して賛同した国も 200 近くある中で 20 カ国しか作られていなくて、20 年近くたっても 20 カ国しか批准されていないという点において、この名前を出すことで、ここに書いてあるではないですか。あなたたちの法制の中でこれに反していますよということと言っても実効性が伴わない。

国連宣言については多くの国が賛同していますけれども、これについてはその中のすべての先住民の権利、あるいはそうしたものをすべての国が、あえて言えばほとんどの国がこれを国内法制として整備していない。この点においては、残念ながら賛成したことと実施することとは別のことであるということです。鈴木先生からはそれについていろいろお考えを示していただいているのですが、リアリティに立って考えれば、そういうことを言っても、おそらく世界の多くの国は、残念ながらうちの国はそういう法制はありません。賛成はしたけれども、法制は整備中であるということである以上、私どもバイの ECA の 1 国が強要できる範囲では明らかでないという点において、この二つの名前を出すことは実効性に乏しいと言わざるを得ないということです。これが 2 番目と 3 番目です。宣言の参照については先ほど言ったとおりです。

これを書かないとどういった権利があるのかわからないというところですが、個々のプロジェクトにおいては当該国の法制に定められている先住民族の諸権利が権利であって、国連宣言に書かれている権利は、国連宣言が書いている権利にすぎないということで、ここに書いてある権利をすべて書く意味はない。必要性はないということです。ここまでが総論についてのところですので、ここで一旦切ります。

【司会】

ありがとうございます。鈴木さん、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

総論のことについて実効性の議論が出ていて、私がコメントに書いたことを繰り返し述べるつもりはないです。もともと社会環境配慮ガイドラインを作るときに、社会配慮の内容として先住民族というのを特に記載しているわけです。社会配慮の中でもかなり重要なものとして、いろいろなものの中でも具体的に記載しているのだらうと思うのですが、他のところの住民移転とかその他の社会配慮とか人権の配慮一般に比べて、かなりトーンが違うことに率直に言って驚いています。

権利一般について議論することはあまり生産的ではないと思っていて、NGO の提言の中では、結局のところ先住民族がいる土地で事業をやるときに、FPIC を確保してほしいということと、先住民に関する計画を作ってくれということを行っているわけで、計画については別に作らないわけではないという話で、少なくとも先住民との協議とか合意に関しても、現行のガイドラインを切り下げつもりもないということであるとすると、これは第2部のところを書いてあるので、事業者が行う規定だと思うのですが、先住民族に関する国際的な宣言とか条約というものが現状においては国連宣言と条約しかないという中で、それを明記するのに問題があるのかという問題の所在があまりよくわからない。

よくわからないのですが、何が先住民族なのかということについていろいろ議論があって、そこで政治問題になるのが嫌だということなのかなと思ったりもしたのですが、それは例えば世銀とか、最近社会配慮ガイドラインを書き換えた EBRD などは世銀の IFC パフォーマンス・スタンダードみたいなものを自分の基準の中に取り込んでいるわけですが、そこも工夫していて、先住民族の定義は国際的に受け入れられたものはない。ないけれども、こうこうこういう人たちについては配慮をするのですよというふうにしているので、そういうやり方でそこは対処しているのかなと思います。要するに一般的に定義をする必要はないのだけれども、先住民族だと言う必要はないのだけれども、少なくともガイドラインの適用上はそういうふうに取り扱いますよということだと思うのです。

国際的にいろいろな考え方があって、センシティブで政治問題になるような問題は他にもある。例えばテロ対策などはかなりそういう色彩があって、テロに対する国際的な定義はないのだけれども、だからといってテロがないことになるわけでもないし、対策をしな

いことにもならない。そういうセンシティブで政治的な問題は、政治的にならないような配慮をしながら個別に定義をしていって対策を取っていくのがあり方なものですから、ガイドラインの観点においてこういう人たちを先住民族として扱うということだけで考えていけば、それほど政治問題にしなくてもよいのではないか。

環境の問題に比べて人権の問題は政治問題だという言われ方をすることがあるのですが、政治問題にしないで解決する方法を模索していかないといけないのだろう。先住民族はその国の制度とか法制の前に、そこに昔から住んでいるわけです。昔からそこに住んでいる人たちがいて、ある日突然外から人がやってきて、ここを事業に使うからおまえたちどいてくれとか、ここは使うから、影響あるかもしれないけれども、やむを得ないとかいう話にはならなくて、それはそこに住んでいる人たちの了解を得るとか、影響を軽減するということをしなければいけないということ自体にはたぶん異論はないのだろうと思うんです。そうであるとすれば、ことさらに政治問題にするようなことではなく解決策を考えていければなと思っています。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

稲川さんとケミストリーが合わないのかもしれないけれども、本音のところではいちばんつながっている方なのかなと思いながらお話をします。

稲川さんもこれまでちょっと厳しいトーンでお話をされていたから、逆にその後、それから非自発的住民移転のところでは、私どもは改訂のニーズがいくばくかはありますというようなサインを示している一方で、先住民についてはどちらかと言うとかなり硬いということがあるので、それで先住民についてはやる気がないのかみたいな感じに取られているのだと思うのですが、まず私どものプラクティスとして、先住民族に関係するような案件は実はこれまでそんなに多くない。だから経験がそんなに蓄積されてない。でも幸か不幸か、ある意味 FPIC という概念でいけば、かなり突っ込んでいる内容をやっているわけです。先進的な内容なのです。

私どもはここからすべての点において、今のガイドラインに書いてある規定、あるいは今やっているプラクティスも、実際問題は世銀の OP などの参照、参照といっても横で見

ているだけではなくて、先ほど来申し上げているとおり、非自発的住民移転とか、あるいは大気汚染だ何だかんだでお示ししているようなやり方をやっているわけです。

なのでまずわかっていたいただきたいのは、今あるものがもうかなり先進的なものであるということ、かつプラクティスも、あるいは今後変えていこうとしている改訂のガイドラインの中においても、ここの今やらんとしていることを下げようなどと思っていないということ、プラクティスも、言っては悪いけれどもそれなりのことをやっています。ただ、事例はそんなに多くない。そういう中で、例えば宣言とか条約の具体名をリファーすることであっても、逆に言うと、私どもからするとなぜリファーしなければいけないのか。その理由がわからないわけです。

実際問題、先ほど JBIC の人間が、世銀の OP しか見ていませんと。もしそういう言い方をしたのだとすれば、誤解を与えてしまったことに対しては申し訳ないと思います。もし世銀の OP しか見ていなくて、宣言とか条約を全くアウト・オブ・ケアというかノーケアですというメッセージを与えたのだとすれば、それはごめんなさい。間違いです。それは JBIC のプラクティスはありません。一部ごめんなさいということを上記した上で、その上でどうして個別具体的なもの、しかも法的拘束力等々において疑念なしとしない。これをそのまま相手にストレートに言えるのかどうかということについて疑念なしとしないものをガイドライン本文に書かなければいけないのか。そこに関しては、残念ながら私どもは納得できる議論というか提案をいただいていないというのが結論です。ですからやらないとか、ハードルを下げるとか言っているわけでは全然ない。そこを誤解しないでいただきたいと思います。まだ総論だと思いますので。

【市民外交センター 木村さん】

鈴木さんの言ったことの繰り返しも少し混ざりますが、宣言に関して、各国賛成したけれども、法整備に関してはバラバラであるというのはご指摘のとおりです。宣言というのはあくまでそういうものなのです。ですからそれを参照したところで、企業であったり、あるいは当該プロジェクトをやっている国においてそれを押し付けることになるというご理解は、私にはまだちょっとわかっていないところです。

では具体的になぜそれが必要なのかということになると、かなり細かい話になってきますが、法整備に関してはこれからかなり進むであろうということは予想されます。そのときに、今までよいと思ってやっていたものに関して、それはやはりだめだったと言われる

ことも各国であるかと思えます。日本でも、二風谷ダム判決の際に、あそこはアイヌ民族の聖地であった。それを考慮しなかったという点で、当時の国交省がきちんとした対応を取っていなかったということで国側が負けたという判決があります。宣言が採択される以前の話ですけれども、そういったことはずっと 20 年以上続いている国連などにおける先住民族の権利宣言の制定過程においていろいろな国で起こっていることなわけです。

例えばラテンアメリカ諸国は ILO169 号条約を批准していますから、それを法制度に取り入れているところも多いのですが、それが今までなかったような国々、フィリピンでも 90 年代にそういう法律ができましたし、今後アジアの他の国々でもできてくる可能性は多いわけです。その最初のポイントとなるのは国連宣言ですから、事業者の方がそれをきちんとわかってほしいというのが少なくともここでの我々の願いです。逆にそういった流れの中で、これを踏まえていなければ、今後 JBIC が融資した、そして産業界の方々が実施したプロジェクトがやはりこれは権利を侵害しているというものになる可能性だっただけであるというふうにお考えいただければと思います。

それはそのときに対応すればいいではないかというのはちょっと後ろ向きなのではないか。宣言が去年採択された。それで今年ガイドラインを改訂しているということ踏まれば、これを何らかのかたちで参照する。しかも参照するということがわかるような文言で入れることにいったいどれだけの問題があるのか。逆に入れなかったときの問題点、今私が指摘したようなことを回避できなかったときのネガティブなインパクトと比較した場合に、どちらが大事なのかということを中心にきちんと考えていただきたいと思えます。

それから訳に関してですが、この後、計画のことについて、お作りになるということで、OP4.10 の Annex B は重要な参照点となることですので、やはり間違っている訳を前提に話をするのはちょっとあれだと思います。今回も実は我々の訳として配布してくださいという意図であれを提出したのですが、次回でも結構ですので、我々がこちらの訳のほうが正しいのではないかと考えている訳を出したということは、記録としてちゃんと残していただきたいと思えます。もちろん我々の訳がいちばん正しい訳というわけではありませんが、少なくともそれで認識に食い違いがあるということがわかると思えます。この点に関しては以上です。

【日本貿易保険 稲川】

では次回からは英語訳を使います。よろしいですね。

鈴木先生が先ほどよいことをおっしゃっていたのですが、なぜ書かないのかといたら政治性の問題で、端的に言えば、これはガイドラインに書いてないというところで誤解があったかもしれないですが、先住民族の定義はない。ユニバーサルな定義はないということは国連宣言、あるいは世銀の OP 中、あるいは各国の国際機関が認知するところです。これについて日本国は誰かが決めるものではない。ひっきょう先住民の認知、また所有権、土地などへの帰属等の諸権利は、当該国の法制で決めることが正しいということが日本国としての認識です。

ですから私たちはここから踏み出すことはありません。私たちが他国へ行って、先住民が誰かを決めたり、あるいはこの人は先住民ではないですかと聞くこともおかしいと思います。先住民族とついている場合には、必ず当該国の中でその人たちを法的に認知しているから、先住民族、indigenous peoples という言い方がされているときには、必ず各国で認知がなされているわけです。認知されているから、その認知された人たちに対して権利がどうなっているか、あるいは IPP がどうなっているか。つまり世銀の OP4.10 等を私たちが確認していく上では、その人たちが当該国において先住民族として認知されているかがいちばん大切な問題だと思っています。

この点においては、例えば世銀の OP は最初に何があるかということ、その国の先住民族を世銀がサーベイして、世銀が決めると書いてあります。IFC とか EBRD はそれはしていないけれども、それは世銀だからできることなのでしょう。あるいは国連宣言の中で権利を訴えるというのは国連だからできることなのでしょう。

そこにおいて私たちは同列ではない。わかってきたのですけれども、木村さんとか鈴木先生はこの道のプロなので、長くして思い入れもある。そういう中であるべき姿というところが、おそらく私たちよりもずっと未来を見ているのだと思うのです。国連宣言の採択に 20 年かかって、皆さんの中で、その言葉自体を新聞報道があつたりする中で最近聞いたという方もいらっしゃると思います。世界の趨勢はそうだと思います。今日と明日で変わるはずはない。

可能性があると言ってしまうば議論になるから、するつもりもないのですが、可能性のために私たちは環境ガイドラインを作っているのではない。思想・信条のために環境ガイドラインは作られているものではない。国連宣言というのは、国連ですから、高いところに持って行ってゴールを示している。これからみんなが行くべきゴールだという点について、JBIC/NEXI も、私たちが正しいとか正しくないと思うまでもなく、きっとそうある

べきものなのだろうなとは思いますが。その点が私たちがリファアしているそれだと思いません。

先住民族の問題は今日とか明日でコロコロ変わるような問題だったら問題になっていないわけです。歴史的にいろいろご苦労された方がいる。ひどい目に遭った方がいるという中で、なんとかしなければいけないという中で、そしてそれがなんとかならないという現状があるから国連や国際機関が取り組んでいる。安々と誰かが言ったら、明日からやっぱりこっちが正しいよねと変わるくらいだったら、こんな宣言はいらない。ちょっと考えればわかるのは、移転住民のための国連宣言などないわけです。それは移転住民が誰かがはっきりしていて、みんなちゃんとやってきているからです。こんな宣言があるということは、国内法の整備などがきちんとできていない。これからもハードルがあるであろうからこそ国連宣言は出されたのだと思うことも一方である。

そういう意味で政治性のあるところに関与すべきではないというのも一つあるのかもしれない。それ以前に日本国の政府の認識と違うことを政府系機関はやらない。以前にこの議論があったときに、違うというか、別の切り口をすると、独法百いくつある中でそれぞれ最適な機関が最適のタイミングにおいて政府の指示をもってそれはやっていくのであって、全部の日本国政府のコミットメントに対してすべての独法が全部やり始めたら、そういうふうには独法の制度はなっていない。

ただその一方で間違いなく言えることは、日本国政府がコミットしていることと違うことをやってしまう。まして他国の内政に干渉するようなことは、これがあるべき姿なのかというところはなはだ懐疑的である。それを1個人あるいは1組織の思想・信条ということで木村さんがおっしゃる、鈴木先生がおっしゃるということについて、私はコメントもしませんし、そういう権利は人間はみんな持っている。日本国民は思想・信条や言論の自由があるので、それは否定しません。ただ、それをガイドラインで採択するということになるのはちょっと違うのではないか。そこに私たちはコミットしないということなのです。

ただ私たちはこの中で、世銀 OP4.10、あるいは IFC が規定している内容について着実に参照して、できる限りのところはやっていく。そこに尽きてしまう。産業界の人たちで先ほどリスクという話が出ていたわけですが、それは当該国の法制に則してやっていきますから、当該国の法律がそうなれば、そこに即してやっていくわけですから、当該国の法律、国連宣言に近いかたちで世界のいろいろな国の法律が、日本国でも動こうとしてい

ますし、そういうふうになっていくことは、私個人、あるいはおそらく JBIC/NEXI の誰もが、あるいはこの場にいる誰もが、大切なことだと思っている。ただ、それはよその国にまで押し通す話ではない。その国の法律が変わればちゃんとやります。それは申し上げておく。産業界の皆さん、どうですか。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

私は先住民族の専門家ではないのですが、事業者の立場で言いますと、まず国連宣言があります。ILO169 号条約があります。しかしながら宣言を法律に落としていない国、批准していない国の中でもし事業をしますと、どうしても一義的に見なければならぬのがその国の法律です。しかも先住民族の定義ははっきりしていない。確か IFC にも先住民の定義はありませんと書いてあったと思いますけれども、こういうグルーピングができればなるでしょう的なことが書いてありましたけれども、これもそうでしょうというぐらいいで、これに一つひとつ当てはめていく。実際これを見なければならぬのは事業者であり、その国の政府と一緒にやっていかなければならないということになってくると、これはちょっと大変だな。かといって JBIC/NEXI さんに、この方々は先住民族なのですかと事業者のほうをお願いするというのもなんか変だな。

ですからご提案の先住民族のこれをガイドラインに入れなさいということの趣旨は、要はたぶん JBIC/NEXI さんに、世銀と同じように、先住民族であるというふうに定義してあなたたちは融資を受けなさい。付保してもらいなさいということをおっしゃっているのですか。一般論で言っているとも思えないのですが、そこの趣旨がよくわからない。しかもコメント等を見ますと、こうでなければ融資するな、付保するなとして、融資しない、付保しないということが拘束性の実効の担保であるというような、コメントを見ると非常にきつい言い方もしているのですが、そこの趣旨を教えていただきたいというのがあります。

先ほど言いましたように、どうしてもその国で事業をするときに、第一義的にはその国の法律でどうなっているのかを見ます。もちろん JBIC/NEXI のガイドラインがありますから、その次は世銀というのはいつもなんか言ってくるよねというところがまず出てくるので、どうしてもここの趣旨がよくわからないというのが現実なのですけれども。

【市民外交センター 木村さん】

定義問題でちょっともめていて、ポイントとして出さなかったのも、ここでもめることになるとは思わなかったのですが、出さなかった理由は、一つには、おっしゃるとおり JBIC が勝手に決められるものではないのではないかというのは私も思ったということ、また国連宣言でも特に定めてはいませんので、現状では確かにないと言ってよいかと思います。

ただし、ないから何もできないかということ、それはそうではないということです。まず大前提として、今までにも対策されているし、それから OP4.10 を踏まえて先住民族計画を作るといふ、そういう対策は考えていらっしゃる。そうすると世銀の現在の定義とそんないかに離れたことはやらないのであろうなというのはここでの共通理解と思ってよいのではないかと私は思っております。それがまず 1 点目です。

実効性のことについては、これはたぶん議論がいちばん食い違ったところですけども、この議論が出てきたとき、私たちをはじめ、いったいなぜこんなかたちで実効性の議論が出てきたのかわからなくて、これを理由に切ってしまうのかなと思ったために、ついついディフェンシブになって、かなり書き込んだという点はあるのですけれども、この点に関しては、今に至っても、特に稲川さんのお話を聞いていて、やはり認識のずれがある。誤解が生じているということは現在私は感じています。

あともう一つ定義について付け加える点は、今まで私は JBIC のモニタリングは特定のプロジェクトについてしたことはないのですが、IFC、ADB などの他の事業について少し見たことがあります。意外だったのは、あまり定義についてもめているケースは少ない。むしろ当該国が、私たちの国では先住民族はいませんと言っている、ADB とか世銀が先住民族計画を作っていたりして、それを別に当該国政府は何も言っていなかったりする例がほとんどです。そういう意味では非常にあいまいなところではあります。

結局のところ OP4.10 で何をやっているか。そういう対策が必要な人たちが先住民族なのだといったところから実質的な部分から見ていくことしかできないと思いますが、例えばいちばん下のところに被影響先住民族共同体について、例えば彼、彼女らが伝統的にまたは慣習的に使用もしくは占有する土地と領域などについて情報を集めなさいとあります。逆に言えば、土地や天然資源を所有もしくは占有、もしくは使用しているような人たちにかかわるようなプロジェクトをするのであれば、やはり計画を作らなければいけない。そのプロジェクトをやった上でその資源なり土地なりに影響が出る人たちがそこにいるとい

うことが確認されれば、それでやればよいというふうに考えていただいてもよいのかなと思います。今のが今の方に対するお答えです。

先ほどの稲川さんの議論に関して1点コメントですけれども、政府がやっていることと違うことをJBICはできないと先ほどからおっしゃっているのですが、日本政府はこの宣言に関して賛成を投じていますし、そういう意味でなぜここで書くことが政府がやっていることと違うことになるのかというのは私には理解できませんでしたし、日本政府が宣言の採択後に言った解釈宣言に関しても、ここに触れるようなことは何もなかったと理解しております。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

先ほどからの議論で非常に気になったのですが、この文言を入れることで何が問題だということですが、非常に問題だと思います。他の機関でやっていないことを入れることによって、何度も何度も企業側から言っていますが、競争力の阻害要因、ひいては経済活動への阻害要因になります。何度言ってもわからないということは議論してもしょうがないと思います。ですから時間の無駄だとは思いますが、あえてもう一度言いますが、こういう他のECAでもやっていないことをどんどん入れていくことによって、我々が企業活動をやっていく、あるいは輸出、あるいは投資の活動をやっていく上で、もうそこまで言うのだったら他のところを使いましょう。他の国の融資を受けます。実際そういうことはあったのです。それが1点。

それとNGOの方がどういう活動をされているのかよくわかりませんが、中国とか、インドとか、ブラジルとか、OECDに加盟していないところの活躍ぶりをわかっているとありますが、例えば中国は今、信用供与の第3位になっているとか言いますね。そういったときにそういう人たちの動きをきちっと押さえた上でないと、JBICさんだけがやった場合、経済活動に対して非常に阻害になるわけです。

例えば今の中国の動きを見てください。ミャンマーなどの人権を無視したような国で、軍事政権を支えているのは中国です。何でもありのそういうやり方に対して、そういうところまでも押さえた上で議論しないと、ここでいくらJBICさんにやれやれと言っても、片手落ちというか、それをやることによって経済活動あるいは競争力の阻害を生み出すということは絶対避けてほしい。実際やってきた人間から言わせてもらおうと、切なる願いです。これは何度言ってもわかってくれないかもしれないけれども、そうしたら何度でも言

います。

【宮淵さん】

先ほどお話がありましたけれども、我々がプロジェクトをやる場合にまず何をいちばん大事にするかということ、当該国の政府です。なぜかということ、そこは許認可権を持っています。それから契約の対象相手です。ですからここと話がぴちっとできないとプロジェクトはまとまらない。当然入札などがあるわけですが、そのときにいろいろな条件を付ければ、その条件によっては結構ですと言われるケースがあります。

先ほど話があったように、いろいろなケースが実はたくさんありました。そういった意味で競争力の低下になることは間違いありません。特に少数民族の問題は、日本でもそうでしたけれども、当該国の政府にとっては大変ナーバスな問題です。ですからこのところを例えば高らかにこうしなさい、ああしなさいなどと言われたら、「何言ってるんですか。結構です」と言われるのはまず間違いありません。たぶんそういう経験がないからわからないかもしれませんが、そこはよく理解してください。

それからもう一つ、自分たちが例えば独自に先住民ということで認めてやってもよいのではないかということですが、それは逆にその社会に大きな不平等をもたらします。社会不安をもたらします。こういう例もあります。これは絶対やってはだめです。ですからあくまでも当該国の法律にのっとって合法的にやるのがたぶん日本の政府機関の進む道だろう。そういう意味で稲川さんがお話をしているのではないかと私は思います。

【司会】

ありがとうございました。鈴木さん、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

この論点で稲川さんが話をされたことにいろいろ感じるころはあるのですが、2点だけ述べさせてもらいます。まず一つは、当該国の法令で先住民と規定されているかどうかとか、当該国の法令でどうなっているかということ、それで先住民と定義されていないものについては、JBICとしてそれを先住民族と言うわけにはいかないという話が出てきているわけですが、そもそもJBICとかNEXIのガイドラインというのは、当該国の法令で必ずしもそれを守っただけでは環境影響が低減できなかつたり、社会影響が低減できな

いからこのガイドラインがあるのだと思うのです。

先ほど議論していた非自発的住民移転のことについても、住民移転に関してはきちんとした法制がないとか、法制はあっても補償されるプラクティスがないとか、そういうことがあるので、融資機関が、バイの機関でもマルチの機関でもありますけれども、計画を作るなり、実際補償しているかどうかを見るとかして、その事業をやる過程で住民に影響が及ばないように、影響を低減するよというこでやっているのだと思うのです。

基本的に今のガイドラインにも書いてあることなので、OP には基本的には従って参照しながらやっていくという話なので、当該国の法令に先住民族と規定されていなかったとしても、それはその地域に住んでいる少数民族の民族で、基本的にその地域に集まって住んでいて、独自のカルチャーを持っていると周りから思われて、自分たちもそう認識しているという人たちがいる場合には配慮するということにはなっていくのだろうなと思っているのですが、それ自体が違ふと言われるとなかなかよくわからないのですが、当該国の法令に規定されていないから全く何もやらないというわけではないのだと私は理解しているのです。

要は制度以前に人は住んでいるので、特に先住民族の場合は支配的な民族ではないから抑圧されているということがあるわけなので、制度がないときにはやらないとか言われると、なかなか補償がされないのではないか。法制がないと権利があるかどうかかわからないとか、認知されないとかいうのは、この議論にあまり入るつもりはないのですが、考え方としては逆だろうと思うのです。

そこに人がもとから独自のカルチャーを持って住んでいるわけなので、その土地に入ってきて事業をやるというわけなのだから、その人たちの利益を奪うことができる制度がきちんとなければ、そこにもとからいるのだから、むしろ逆に奪えないのではないかという発想があって、人権が普遍的だとか、天賦のものだとか言われているのはそういう発想からで、それは一つのフィクションではあるのですが、ただ考え方として法制度などがきちんとしていなくても守られるべきものがあるのだという発想から来ているのだと思うので、すべてが法制度に規定されると困るな。

競争力の問題は、私も本業は弁護士なので、大きな企業はもちろんいいのですが、中小企業のことしかやっていませんけれども、それはビジネスの問題で、特に小さい企業だと大手企業からいじめられてけっこう交渉も大変だったりするのですが、ビジネス上の必要性はわかるのですが、それはけっこう順番みたいなところがあって、日本も発展途上国の

ような感じでやっていた頃には、欧米の国から、あの日本のやり方は汚いとか言われていたわけです。あんなやり方をされたらうちの会社が商売できないではないか。だからこういう規則を作れ。これを守れ、あれを守れというふうにいる言われてきたわけです。今、中国が問題とか、いろいろ他にも問題だということが出てきているわけですが、だからうちもなかなか守るのは難しいんですよという話ではなくて、むしろそういう国にもきちんと社会環境配慮をやっていただくように、1企業では難しいかもしれませんが、政府の力とか国際交渉によってやっていくということなのだろうなとは思っています。

【市民外交センター 木村さん】

産業界の方からコメントがありましたので、それに対してコメントをしたいと思います。お一人は帰られてしまったようですが。

まずちょっと誤解があるかなと先ほどから思うのは、JBIC/NEXIさんはすでにやっているし、そして今後も計画についてもOP4.10に沿ってやるつもりがあるとおっしゃっているわけです。私が先ほどから特にポイントとして言っているのは、そこに国連宣言をプロジェクト実施者の方たちが参照するのだと。それを押し付けがましくないかたちで文言として取り入れることにどれぐらい問題があるのかという点を私は先ほどから言っているわけで、そういう意味で先ほどから議論がかみ合っていないのかなと思っています。

もう一つ当該国の法制度の話が稲川さんからも、それからもう一人の方からもありました。押し付けがけないというのは、まさにそのとおりだと思います。ただし、ここで相手の影響を受ける社会のことを考えた場合に、当然当該国の主張だけではなくて、影響を受けるそのコミュニティの人たちの主張があると思います。それがやはり食い違っている。しかも他の世銀がやっているところから見て、どうも影響を受けるコミュニティの人たちが違う文化を持っていて、そういった権利を主張できるのではないかということがあった場合に、もうちょっと進めることはできるのではないかと思います。そういったことで、特に宣言に関してはもう少し譲歩の余地があるのではないかと私は思いました。

【日本貿易保険 稲川】

今日はかなり時間を超過していて申し訳ないのですが、ご提案者の方のご都合で今日しか日が取れないので、前回も6時半まででしたから、そのへんまでには終わりたいと思います。

話をまとめると、こういう言い方をするとあれですが、今日最初に温度差があるという話をしたのですが、今日いろいろな論点をやってきた中で、ずっと積み重ねで議論をしていく中で、妥協とか譲歩とか、交渉事ではないからそんなものは誰もしていないのだけれども、どれだけお互いにニーズを明確に打ち出して、それを改訂の中にどうやってはめていくかというところで、ずっとこの会合が始まったときから、共有と納得と。理屈とか考え方をきちんと皆さんに示して、どれだけ納得が得られたか。

その中で、フロアは別にパイでやっているわけではなくて、フロアオールの皆様あるいは議事録等を通してこれをご覧になっている皆様の中で、改訂すること、しないことに対して、どれだけ理解が得られるだろうかと私どもなりに斟酌しながらやってきている。最初にははっきり言ってお互いに意見が全然通じなかったり、この質問は何を言っているんだとか、いろいろあった中で、だんだんわかるところに来ている。

その中で、この先住民のところをずっと読んだときに、正しいから正しい以上のものが残念ながら得られなかった。問いかけに対して、この問題自体が思想・信条とか政治の問題が強いので、他のものとは一概にはできないなと思いつつも、こちらの問いかけに対しても正しいから正しいということだけだと、だからフロアの人たちもなかなか落ち着かない。

意見が先鋭に対立しがちなのは、ありていに言えば、最初のけり出しのところが論理的でないから、みんなかみ合わない。だから私がここは正しいから譲ってほしいとか、どうしてほしいとか言われても、納得できる説明が正直言って、ない。フロアの皆さんもどこがとっかかりかわからないので、私も含めてどうやって説明していいのか困ってしまう。説明しても、そういうことはなくて、こういうこともありますよねと言われてしまったら、100%正しいということは世の中にはないので、それをやったらうまくいくかもしれませんよと言われてたら、将来のことなので、うまくいくかもしれないけれども、うまくいかないかもしれないな。片やこちらで困りますと言われていたら、私たちとしては現行きちんとやっているのに、藤平さんはさすがにいいことを言っていたのもう一回繰り返してしまいますけれども、ちゃんとやっているのです。

ありていに言えば当該国と先住民の利害が対立したらそれをやるとか、それをやるのは外交官ではないかなと思ったりもするのですけれども、今まで幸いながら先住民族がどちらかという議論は取り扱った案件の中にはないのです。一応先住民族は権利として認知されている。ただ IPP を作らなくてよいという国がある中で、私たちは、私たちといっても

JBIC さんなので、ご立派だと思のですが、努力して、その国と、他にも融資機関はあったみたいですが、一緒に協調して作っていただいて、きちんと先住民族の方の権利がちゃんと守られていったという例もある中で、こうなさいと言われてしまったら、私たちはそれはできませんとしか今日の提案の場合には申し上げられなかったので、かなり乱暴になった点は申し訳なかったかもしれないけれども、私たちはちゃんとやっているという自負がある。今言った規定以上に努力をしているということも私たちは説明できるわけです。

その中ではもう現実に何かこれできていることがあるのだったら改めるという要件はあるけれども、別にこれらの名前を出す必要はない。それは何となれば今できていないからでもないし、最初に言ったとおり、現行やっているパフォーマンスを劣化させることもないと申し上げている。その中でおそらく出るとしたら、必要だから必要だと言っている意見だけで政治的なところに踏み出してはよくないのだと思うんです。

権利をめぐるいろいろな解釈は鈴木先生のほうからいろいろ書いていただいているのですが、鈴木先生の意見が正しいのか、法曹界の主流であるのか、あるいは鈴木先生個人のお考えなのか、私は浅学ですから確かめられません。法律論の中ではどれが正しいかと言われたら、一つの考え方に対していろいろな法律論が必ずありますから、私たちは決められない。

ただ私たちは独法として、日本国政府が言っている先住民の権利の認知というものは当該国の法制の中で決められていくものであるということをとるべきを取らざるを得ない。日本国政府の考え方よりも鈴木先生の考えを取ることは残念ながらできない。これは正しい正しくないではなくて、私たちのネイチャーとしてそういう立場だと思っているからです。当該国と先住民の権利についても、そこに私たちが入ることはできない。問題があるのだとしたら総合的に考えるけれども、当該国の政府に、あなたの先住民の認識は違うのだと言うことはできないし、ガイドラインにそんなことを書いたらえらいことだし、できない。

外野から離れた安全なところで、この国の人権はおかしいと言うのは誰でもできるし、そういうことも必要だと思いますけれども、フロントに立ったとき……。先ほど、私はこんなに産業界の人に強く言われたのにはびっくりしました。それだけ本当に切実な問題なのです。フロントに立ってその仕事が1個なくなる。あるいは先住民族の問題をめぐって命を取られるような国だってあるわけです。そういうところに思いが行かないで、やれ

ばできるみたいに言われてしまっては……。私は少なくとも言えない。産業界の皆様があれだけ恐れている中で、「やればできますよ。がんばって行きまっしょい」と言ってガイドラインを直すことはできないのです。

実際求めているものは今得られているわけです。木村さんや鈴木先生がしてくださいと言ったものは内容としては得られている。端的に言えば、今まで私どもがプロジェクトをやったところの先住民族の方は、その権利を IPP に基づいてきちんと補償してきている。この点でこのガイドラインは機能しているわけです。何が足りないのかと言えば、今回提案した名前が入っていないということで、これによって私たちは何か先住民の方にご迷惑をかけたことはおそくない。最後のところで言えば、きちんとやっているということですよ。きちんとやっていて特段新しい動きはない。

もう一回最後に言っておくと、国連宣言とかそういうものは、あえて言えば私たちは長い先住民の道のりの中のまだ初めのほうにいる。世界の多くの人がみんなそうなのだと思います。そういう中で、いつかみんながそこにたどり着く。その中のいちばん遠くのゴールにあるところと同じものを掲げても、世界の多くの国や、あるいはここにいるみんなだあって、足もとがおぼつかないわけです。

その中で私どものガイドラインは数歩前のところを行灯のように照らしてあげて、こっちに行くんだよ、こっちに行くんだよと正しいほうに導いているつもりです。その点でできていないとは思っていない。そこをやたらすごく遠くの、20 キロぐらい先のところで明かりを振っていても誰もついてこられない。もちろんそういうところで鈴木先生やご一緒されている方のように、遠くで明かりを振る人もいなければいけない。そういう人がいなかったら、今回、国連宣言も採択されなかったのでしょうか。そういう役割の人もある。

でも JBIC/NEXI はそこにいる人ではないと思うのです。今私たちはもっと身近でやらなければいけないことがある。それは他の国際機関や ECA よりも少し前で振っているところにもものすごく大きな意義を感じているし、それを達成してきているという自負がある。だからこの点で今回改訂をする必要がない。別に政治性とかそういうことを問わなくてもできていて、改訂しなければいけないというニーズを結局感じていない。

【司会】

神崎さん、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

21の1と2と3の議論が最初は別々に分かれていたのですが、最終的に一緒になってしまっていて、稲川さんがOP4.10を守っていくのだけれどもガイドラインには入れない理由を後で説明しますとおっしゃって、その説明を実は待っていたのですけれども、されていないので発言を先にさせていただきます。

一つ目の宣言や条約に沿ってというところですが、確かに稲川さんや産業界の方がおっしゃっているところも理解するところではある一方、稲川さん自身がおっしゃっていたように、国連宣言自体の名前も聞いたことがないというような方がもしいらっしゃるとすれば、自然に考えて、この宣言というのは国連の宣言を示しているという背景に沿って考えれば、どこかに実はこの宣言というのはそういう宣言のことを示しているのですよということを示すものがないと、逆に産業界の方は困られるのではないだろうかという素朴な疑問が浮かび上がってきました。それでちょっとお腹にストンと落ちない部分があります。

それと最後の計画の部分ですが、ガイドラインに入れないとおっしゃる理由はきちんとお聞きしておいたほうがよいのかなと思ったのですけれども、JBICの前回出していた実施状況確認調査の報告書を見ますと、先住民族に影響があるものが6件中2件あって、その2件については先住民族計画が作られているということが確認されたという内容だったかと思うのですけれども、違いましたでしょうか。

そうですね。事業者は先住民族計画を策定しというふうに書かれて……。

1件ですか。すみません。私は2件だと思っていましたけれども、2件中の1件ということで、残りの1件がなぜ計画が作られていなかったのかということとはわからないのですが、ちょっとお聞きしたほうがいいのかもかもしれません。NEXIのほうは実際に先住民族に影響があるプロジェクトに対して先住民族計画が実際に作られたプロジェクト数を、もしわかるようであれば教えていただいたほうがいいのかと思いました。

と申しますのは、一つ私が疑問にというか、関連づけて考えてご質問したいと思ったのは、先住民族計画が作られた場合に、いちばん最初の情報公開の議論に戻るのですが、情報公開の範囲を今後拡大していく方針を示されたわけですが、当然先住民族に大きな影響があって先住民族計画が作られるような場合は、この情報公開の対象として先住民族計画も含まれるという考えでよろしいかということを確認させていただきたいと思います。お話がちょっとずれてしまったかもしれないのですけれども。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ありがとうございます。別にずれていなくて、改訂していく中のむしろ極めて具体的な話だと思います。件数については即答はできないですが、至近3年間というか、現行ガイドラインの適用後という範囲で言えば、少なくとも1件やって、1件できています。確認できていないものがありましたら申し訳ありませんが、私どもの今の認識の中では、扱ったものはちゃんと行ったということです。

質問に戻って、OP4.10 でなぜ書かないのかということですが、そこは守れない場合がある。極力努めるけれども、結局先住民族と一般に言われている人を当該国が認めていないケースを私たちは非常に懸念している。そういう国があるから国連宣言があるのだと思っていて、そういう国が問題になっている。変な言い方ですが、日本はきっとそうやって国際的には言われていたのだなということは、皆さんも新聞報道を見ればわかるわけですから、こういう国はあるのだろうという中で、私たちはなるべく作ってもらいたいと思って、そういうところもなるべく努力はするけれども、守れない場合がある。その国では、そんなことを言っても、私たちは国として認知していない。あるいは案件を取るためにやるわけではないですが、それで極端な話、事業者の方に生命上の危機とか、あるいは日本国を許さないとかいう問題になってしまったときに、私たちは責任が取れません。

そういうことを考えるならば、国際基準を遵守という中で最大限の努力はしますけれども、当該国とそういう問題になってしまったときにはやはり守れないケースがあるのだろう。そういうことが、多いか少ないかはわかりませんが、想定されながら、ガイドラインの中に計画を明記していくことについては、できないことを書くわけにはいきませんから、私どもはできないと申し上げている。OP4.10 を明記するかどうかという議論ではなくて、先住民族計画を作るということをガイドラインに明記することはしない。ただ、極力努力していくということです。

情報公開との関係については、これは情報公開のところの定義と一緒にですが、当該国の中でEIAと一体となって審査、承認、公開されているものであれば当然公開させていただくという認識です。

あと国連宣言のところは何でしたっけ。

ごめんなさい。忘れてしまっていたのに、よかったですねと言うと変ですけども、神崎さんの言っていた知らないのなら名前を出したほうが親切ではないかというのは、その点ではもっともです。何でも通せと言われてしまうと、私たちは基本的にゼロなので、譲るとか譲らないではなくて、何か合理的な理由はないのですけれども、今みたいな話だと、これが何であるかを例えば FAQ で書いてくださいとか、現実的なことを再度ご提案いただけるのであれば検討するということでしょうか。

もう一回全部のところから見ていくと、名前を書いてほしいということですね。国連条約と宣言のところは、この名前をどこかでメンションしてほしいということであれば、例えば FAQ 等で明記する。これが何であるか。何年に採択されたこういうものもそこに該当しますとかいう書き方でも構わないのであれば、それは再度ご提案いただきたい。権利の認知については全く書く余地はない。なおかつ権利の認知については、有効なご意見は今回、議論の中でも残念ながらいただけなかったもので、私どもの視点に立ったときに納得できるようなものがあれば、追加で出していただければ、中では検討しますけれども、基本的には改訂することは現時点においては全く認識しないというのは、この議論が終わっても変わらない。

FPIC のところは、あまり踏み込めた議論は、正直ここを直接やった議論はあまりできませんでしたが、ここは基本的には当該国の中でこうしたものは、フィリピンの鉱山法とか、中南米の国の先住民族法のように、使われていけば、そういうものを私たちは確認していきますし、そういう法律がない国については、現状の中での十分な情報に基づいて権利が取られていく。おそらく移転一般のことについては移転のときの基準も適用されるのだと思うのです。

先住民族というのは別に人間でないわけではなくて、当然人間として、社会的弱者として、住民移転のところで配慮される対象者ですから、単純な住民移転についてはその中の規定が適用されるので、ここの中で言っている FPIC は、私どものガイドラインの中の文章で言うならば、土地及び資源に関する諸権利というところにむしろかかってくる力点が多いのではないかと。

私は学が浅いのであれですけども、先住民族と少数民族の違うところとして土地とか資源に対するアクセスの濃淡というところで、特に先住民族の権利というところで、一般的な人間としての権利以外でハイライトを浴びている。私たちもハイライトしているのは、土地及び資源だということだけは忘れてはいけません。ここに特にハイライトしている点も、

私たちは先住民族の問題をよく認識しているガイドラインだと思っているわけです。

ここの中での FPIC の概念としてはちょっと F とあれが足りないというのもあるかもしれないけれども、大いに先進性がある。まさに土地や資源をめぐる先住民の権利をどうするかがあるから、世界のいろいろな国でなかなか採択が進まない。これは途上国、先進国を問わずありますからね。国連宣言に反対しているのは全部先進国ですから。アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドです。そういった問題もあります。そういうこともあるので、この部分についても、特段今回のところで改訂のニーズは感じなかった。

最後に論点の 3 については、私どもが先ほど言ったとおりですので、これはできるだけ守るように努力に努めますけれども、それは改訂の方向性の中の私どもの発言として書くところはやぶさかではありませんが、規定にできない理由も同様に申し上げた。私どもができないというところに対して、何か助けになる、あるいはしなくてはいけない明確な理由があれば、追加でいただければ検討はする。

ただ、今日話したもののの中では、改訂のニーズとして私どもが取り上げご意見は残念ながらなかった。個々の議論としては非常に有益なものも、勉強になった点、傾聴すべき点はありましたけれども、私どもから投げている、こういうことでできないのだと。はっきり言えば日本国の独法でなかったらがんばれるかもしれないけれども、ネイチャーですからそこは残念ながらできない。その枠の中で私たちがギリギリまで取り組んでいるところを本当はもうちょっと説明したかったのですが、それができているのだったら書けばという話だったので、なかなかご理解もいただけず、悲しかった面もありましたが。

最後に木村さん、何か付言するところがあれば。

【司会】

木村さん、どうぞ。

【市民外交センター 木村さん】

宣言のところでもかなり議論が止まってしまっていたので、FPIC について本当はもう少しご説明があるのかなと思って待っていたのですが、もう終わりですみたいな雰囲気になっているところはあるのですが、特に 2 番目、3 番目に関して、これで終わりかなというのはちょっと今感じているところです。宣言に関してはあれだけ言いました

ので、それでもできないということであれば、何かを持ち帰って考えなければいけないのかなと思っています。

2番目と3番目の部分、特に3番目は全部できないからここに書くことはできませんと言われてしまったら、もうちょっとそこに交渉の余地はないのかなとか、FPIC に関して、これだけ近いものが現在書かれているのに、でも当該国の決めることですからといって退けられてしまうのは、私としてはあまり議論が尽くせたという感じはしておりませんが、一方で会場の時間もあるでしょうから、この部分についてどうするかというのは、私も今どうしたものかと思っているのですけれども、何かご提案があればよろしく願いいたします。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2点あります。1点は議論の進め方ですけれども、私は木村さんのスケジュールはわからないので、次回いらっしゃるかどうかわかりませんが、可能であれば、2番目と3番目の点については、次回もう少し議論してもよいのかなと思います。先ほどから国連宣言を紙に書くのか書かないのかというところに議論は終始してしまったなと私も聞いていて思いましたので、その点は、木村さんのスケジュールとかいろいろあるとは思いますが、また相談していただければと思います。

もう1点ですが、情報公開について先ほど神崎さんがお尋ねになったところを確認させていただきます。すでに事前の情報公開、スクリーニング後の情報公開について、EIA 以外についても当該国で承認・公開されているものについては、JBIC としてもウェブサイト上で公開するという話が前々回あったと思います。ただ、当該国で承認・公開の承認の部分が若干ひっかかかっていまして、例えば環境アセスメントについては多くの国で承認手続きというのがあると思いますが、非自発的住民移転に関する計画というのは承認手続きがある国、ない国があると思いますし、先住民族計画については、おそらく多くの国がそういう手続きは持っていないと思います。当該国の承認が要件になるのか、あくまで公開について現地で公開されているかどうかということだけが問題なのか、その点についてお考えをお聞かせ願えればと思います。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

正直申し上げて時間がだいぶ過ぎています。

福田さんの情報公開のところのご質問の趣旨は一応理解はいたしました。ただ、ここでお答えするのは適当ではないと思います。ここは先住民の話であったわけですので。いずれ改訂の方向性ということで情報公開の部分も含めて提示をすることになるわけですから、もう情報公開の話は一度終わっています。そういうことで、そこまで待っていただくということだと思えます。

私は今回はどちらかと言うと聞き役に回っていたのですが、相当フラストレーションがたまっています。ご協力をいただけなかったなという意味です。どことはあえて申しませんけれども、論点について説得力のある内容を言っていたかしないと、ましてや改訂をするべしということをおっしゃっているわけですから、最終的にはパブリック、皆さんではないにしても、少なくとも私どもが納得できるような議論を提示していただきたい。堂々めぐりになっているのは非常に時間の無駄です。これは私どもも反省しなければいけないと思っていますけれども、今日の結果は非常に残念です。いずれにしても、もうこれ以上議論は、申し訳ないですが、いたしません。むしろ次回のお話をすべきだと思っています。もう6時40分ですから、お時間の都合のある人もいますので、ここは申し訳ないですけれども、閉めさせていただきます。

次回は7月3日(木)です。その次はちょっとあいだが縮みまして7月10日(木)。夏休みに入られる方もいらっしゃるかもしれませんが、そんなこと言っている場合ではないというのがJBIC/NEXIの状況です。その次もあえて決めています。7月24日です。次回の7月3日につきましては、私どものもくろみとしては、今日通し番号21番まで全部できたという前提で考えていたので、その前提での話として申し上げます。

7月3日においては、いろいろ考えて悩んだところもあるのですが、とりあえず追加論点と出されているところの前のオリジナルの、今のこのアップデートされている表に掲げられている項目すべて残りの部分をやる。その中には原子力もありますし、異議申し立てとか、はたまた私どもの案件発掘・形成調査とか、そういったものもあります。そういったところまでやりたいと思っていますので、今日の積み残しになったもの、申し訳ないですが、

先住民族については、私どもの改訂の方向性が出るまで待っていただきたい。それまでに何かコメントがあるのであれば、書面で出していただきたい。したがって次回は 13 番からできるところまで、できれば 29 までやりたいと思っています。

私どもは NEXI さんとともにまた反省は当然しますけれども、皆様方にも一段のご協力をぜひよろしくお願いしたいと思います。私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。そろそろ時間ですので、会場の都合もごさいますので、会としてはここで終わらせていただければと思います。まことに申し訳ありませんが、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。